

平成 18 年度 計画の実施状況

平成 19 年 6 月

公立大学法人 和歌山県立医科大学

- 年度計画の記載事項ごとに、実施状況等を記載してください。
- 中期計画と年度計画は、対応関係が分かるようにしてください。
- 当該年度に中期計画に対応する年度計画がない場合（例えば、19年度から実施する計画であるため、18年度には対応する計画がない場合等）については、「年度計画」の欄には、例えば、「(19年度に実施予定のため、18年度は年度計画なし)」等と記載してください。
- 年度計画の記載事項ごとに「評価」の欄に、以下の4種類から該当するローマ数字を記載してください。また「実施状況等」の欄にそのように判断した理由も記載してください。
 - ・「年度計画を上回って実施している」 (IV)
 - ・「年度計画を十分に実施している」 (III)
 - ・「年度計画を十分には実施していない」 (II)
 - ・「年度計画を大幅に下回っている。又は、実施していない。」 (I)
- 評価委員会の評価結果や大学の自己点検・評価の結果を踏まえ改善した点があれば、どのように改善したか（必要に応じ前年度の実施状況）についても簡潔に記載してください。)

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

中期計画	年度計画	実施状況等	評価	メモ
ア 学部教育				
(ア)ー1 人文科学、社会科学、自然科学などの分野に関する幅広い基礎知識や技術を教授するとともに、分野の枠を超えて共通に求められる知識や知的な思考力を育成する。	普遍的な知識の獲得を図るため、人文、社会、科学の各分野に多くの科目を開講する。	<p>〈医学部〉</p> <p>非常勤講師による英語、フランス語、ドイツ語の講義、医療社会科学の講義を行った。また、宗教哲学や倫理については高野山大学の教員による特別講義、医療行政については「態度人間教育」の中で講義を行い、医療福祉については和歌山県の職員による講義や司法関係者の講義を取り入れて行った。</p> <p>物理学、化学、生物学、心理学では講義と実習の内容を関連させて展開し、全員に課することで、自然科学、人間科学の様々な現象を総合的に理解できる素養を身につけると同時に、科学的考え方分析できるように指導した。</p> <p>〈保健看護学部〉</p> <p>15科目を開講するとともに、新学期のオリエンテーション時に選択科目の概要説明会を実施し、できるだけ多くの科目を履修するよう指導した。</p>	III	
(ア)ー2 人間としての在り方や生き方に関する深い洞察力や理解力を育成するため、カリキュラム編成等に工夫を加え、質の高い医療人を育成する。	a 医療専門職としての知識や技術のみならず、豊かな人間性を涵養するため、ケアマインド教育をカリキュラムの中で充実する。 〈医学部〉	ケアマインド教育として患者を招いて生の声を聞く講義を開始した。更に、行政からの取り組みについても現場の担当者の声を聞く機会を設けた。また、地域の老人保健施設において5日間の実習を行うことで生の声を聞く機会を増やした。更に緩和ケア病棟での実習を行ったり、医療のあるべき姿について学生自身が考える医療問題ロールプレーを行った。	IV	
	b 「人間の理解」「社会の理解」「人間と生命倫理」に関する科目を開講する。 〈保健看護学部〉	14科目を開講するとともに、新学期のオリエンテーション時に選択科目の概要説明会を実施し、できるだけ多くの科目を履修するよう指導した。	III	

(ア)ー3	情報処理施設等の活用を図り、高度情報技術社会に対応できる情報活用能力・情報リテラシーを育成する。	<p>a インターネットを用いた情報収集、情報交換について学習する「情報処理」の科目を実施する。 また、インターネットを用いた EBM 教育を導入する。〈医学部〉</p> <p>b 基礎的情報処理能力を養い応用するため、「情報処理演習」を行う。〈保健看護学部〉</p>	1年次に情報処理について、5年次の前期に医療情報についての講義や実習を行っている。また、1年次後期に EBM の取得を目的とした EBM 教育の講義を行った。	III	
(イ)ー1	学生の課題探求能力、問題解決能力、学問を探求する研究心を育成し、医学又は保健看護学を中心とした幅広い知識及び技術を教授する。	<p>a 基礎医学教室に所属して、医学を支える基礎的研究の進め方を理解させる「基礎配属」を実施する。 また、「症例検討セミナー(チュートリアル)」により実際の症例を通して問題解決型学習法を教授する。〈医学部〉</p>	<p>〈医学部〉 3年次を対象に基礎配属を8週間行い、基礎医学研究についての手法を理解させた。また、症例検討セミナーについては Team-based learning との比較を行い、より良い教育方法について検討した。</p>	III	
		<p>b 課題探求能力、問題解決能力を養い、学問を探求する力を育成するため、「教養セミナー」「保健看護研究 I・II」を実施する。〈保健看護学部〉</p>	<p>〈保健看護学部〉 「教養セミナー」、「保健看護研究 I・II」以外にも、グループで各々テーマを設定のうえ、自己学習・討論し、発表する講義「医学・保健看護学概論」(医学部との共通講義)を行い、1年次生全員が履修した。</p>	III	
(イ)ー2	新卒者の医師国家試験合格率95%以上、看護師国家試験合格率100%、保健師国家試験合格率95%以上を目指す。	自主的学習のためのスペースの確保など、国家試験対策のための学生の修学環境を充実する。	<p>〈医学部〉 学生に自主的な学習ができるスペースを確保し、修学の環境を整えた。医師国家試験 合格率92.3%</p> <p>〈保健看護学部〉 研究棟に自習室を設置するとともに、11月から開放時間を3時間延長し22時までとした。また、国家試験対策の補講「疫学・保健統計学」を実施した。 看護師及び保健師国家試験 合格率100%</p>	III	
(ウ)ー1	チーム医療やインフォームドコンセントに不可欠なコミュニケーション能力を育成するためのカリキュラムを充実する。	「医療コミュニケーション」「臨床実習入門」などの科目をはじめ、全ての教育課程においてコミュニケーション能力が育成されるよう取組を進める。	<p>〈医学部〉 「医療コミュニケーション」、「臨床実習入門」においてコミュニケーション能力についての講義を行った。また、患者を旅行においてエスコートする機会や老人保健施設への訪問の機会を設け、直接患者と接する機会を増やした。</p> <p>〈保健看護学部〉 教養と人間学の領域におけるコミュニケーション分野の科目以外においても、「コミュニケーション」をテーマとした特別講義を実施する等、その能力育成に力を入れた。</p>	IV	

(ウ)ー2	専門的かつ総合的な知識及び技術を習得させる上で、医療の安全や緩和医療等今日の医療に必要な感性の育成を考慮するなど、人権に配慮した教育を行う。	医療倫理に関する科目を実施するとともに、全学年を通して人権教育を実施する。	<医学部> 1年次の「態度人間教育」により患者の声を聞く機会を設けた。また、医療を取り巻く行政、司法関係者の声を聞く機会を設けた。更に、老人保健施設の訪問を行った。4年、5年次には緩和ケア病棟の実習や医療問題ロールプレーにより、医療についての倫理教育を行った。 <保健看護学部> 「生命倫理」、「医療と人権」等の科目の他、特別講義を実施した。	IV
(エ)ー3	価値観、目的、感性などの違いを相互に理解させ、学ばせるために、学部や学年の異なる学生が同じ場で協調して学ぶ機会を設定することにより、医療に携わる専門職がお互いの立場を尊重し、チームワークのとれる健全な人材を育成する。	a 共通講義を導入し、医学部、保健看護学部の学生が協調して学ぶ場を設定する。	1年次において「態度人間教育」を共通講義として、両学部生が学ぶとともにワーキンググループを作り討論する機会を設けた。	III
		b 看護体験実習を通じてチーム医療のあり方を学ぶ教育を実施する。<医学部>	看護学実習を通じて、職種の異なる業務の内容を見るとともにチーム医療のあり方を体験した。	III
(イ)ー1	学生の社会活動、地域医療への参加を推進し、地域との交流、医療への学生の関心を高める。	a 入学後、早期から医療・福祉の現場を体験する「Early Exposure」を実施し、これを検証する。<医学部>	「Early Exposure」として1年次に地域の病院での研修を行った。	III
		b 早期体験実習をはじめとして、段階的に使う地域での実習を実施する。 また、「保健看護管理演習」において自主的に地域医療を体験できる学習を推進する。<保健看護学部>	段階的に使う地域での各実習及び自主的に使う地域医療体験学習を実施した。	III
(エ)ー2	国際的視野を持った人材を育成するため、海外交流を推進し、学生の異文化理解と必要な語学力の向上を図る。	a 大学として系統立てた国際交流が実施できるよう、国際交流センターを設置する。	国際交流センターを設置し、運営について運営協議会、実務委員会で検討した。	III
		b 海外の大学や研究機関等へ学生・研修医・教職員を派遣し、また留学生の受入れを行う。	アメリカ・ハーバード大学やMDアンダーソンがんセンター他2カ国4大学等に派遣、中国・山東大学他1カ国2大学より受け入れした。また、学生をノーベル賞授賞式に参加させた。 派遣教職員6名、派遣学生7名、派遣研修医4名 受入教員8名、受入学生17名、受入留学生16名	IV
イ 大学院教育				
(フ)ー1	医学研究科修士課程では、医学・医療	修士課程の第1期生修了年度であることに	大学院医学研究科整備検討委員会で修士論文の公開発表会を1	III

	関連の領域で基本となる共通教育科目、専門性をのばす専門教育科目、修士論文作成を行う特別研究科目の内容の充実を図る。	際し、修士論文の第1回公開発表会を実施するとともに、修了までの手続きを整備し、各科目の充実を図る。	月に開催した。	
(ア)ー2	修士課程では、生命倫理及び医の倫理観の高揚を図るための講義・研修を行う。	「研究者の倫理」、「遺伝子組換え実験安全管理」を、大学院共通科目講義として実施する。	「研究者の倫理」、「遺伝子組み換え実験安全管理」を大学院共通科目講義として実施した。	III
(ア)ー3	保健看護学の分野における研究能力に加えて高度の専門性が求められる職業を担う卓越した能力を培うため、平成20年度までに保健看護学研究科修士課程(仮称)を開設する。	保健看護学研究科修士課程(仮称)の開設に向け、教育課程、教員組織、文部科学省との協議内容について検討を行う。	保健看護学部あり方検討委員会等において、必要な事項の検討を行い、認可申請の準備を行った。	III
(イ)ー1	大学院生に分野横断的な知識を修得させ、多くの分野の研究にも対応していくける基礎技術を習熟させる。また、医学研究を行う上で基本的な実験研究方法等の理論を修得させる。	多様な領域からの研究手法、解析技術情報に関する講義を大学院特別講義として実施する。	外部講師を招いて多様な領域の研究方法、解析技術情報に関する特別講義を実施した。	III
(イ)ー2	国内外の学術誌への学位論文の発表や学会活動を推奨し、若手研究者や大学院生のシンポジウムでの発表、学会賞などへの応募を推奨することで、研究レベルの向上を図る。	英語論文についての講義をカリキュラムの中で実施し、平成18年度から申請する博士の学位論文は、すべて英文原著論文とする。 また、必要な専門知識を修得させるため、各分野のセミナーを充実させる。	大学院特別講義として英語の医学論文の読み方や作成方法について学部講師による講義を行い、各分野のセミナーを充実させるとともに、博士課程については全て英文原著論文とした。	III
(イ)ー3	生命倫理及び医の倫理観の高揚を図るための講義・研修を行う。	「研究者の倫理」、「遺伝子組換え実験安全管理」を、大学院共通科目講義として実施する。(再掲)	P 4 (ア)ー2 参照	III

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
ア 学部教育 (ア) 入学者受入れ及び入学者選抜を実現するための具体的方策					
a-1	入学者受入れ方針の見直し、多様な入学者選抜を実施するとともに、入学後の成績・進路等との関連を検証して、入学者選抜方法に工夫及び改善を重ねる。	教育研究開発センターにおいて、入学者選抜方法の評価を行う。	教育研究開発センターに入試制度検討部会を設置し、入試教育センターと連携して、入学者選抜方法と入学後の成績や進路等との関連を検証した。	III	
a-2	入学試験を学生教育の出発点と考えて、入試・教育センターの機能をさらに充実させ、大学全体として選考に取り組む体制をとる。	入試制度検討部会において、入試制度（面接方法、推薦要件、募集定員など）の検討を行う。	入試制度検討部会において、地域枠のあり方、推薦入試のあり方について議論し、推薦入試の時期を早めた。	III	
b	入学者選抜、進路指導等に係る相互理解を深めるために、オープンキャンパス、大学説明会などを通じ、高等学校との連携を図り、より広範な広報活動を行う。	県内の高等学校を対象とした大学説明会、オープンキャンパスを実施する。	大学説明会やオープンキャンパスを実施した。また、県教育委員会との懇談会を実施したり、高校主催の大学セミナーに教員を派遣した。	IV	
ア 学部教育 (イ) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策					
a-1	各学部のカリキュラムが、それぞれの教育理念及び目標に即したものであるかどうかを検証し、必要に応じて改善を行う。	教育研究開発センターにおいて、カリキュラムについて点検・評価及び改善を行い、問題解決型教育を導入する。	実習内容及び教員の授業の評価を実施するとともに評価を本人に示し、授業の改善を促した。また、カリキュラムについては学生の意見を聞く機会も設け、カリキュラム改善に着手した。	III	
a-2	実践能力育成方法の充実に向け、卒業時の到達目標を作成する。	卒業時の能力を適正に評価する方法を検討し、実施する。	<医学部> 卒業試験に総合試験を導入し、各科試験との乖離や国家試験の成績との一致性について検討した。 <保健看護学部> 総合評価のための試験を実施し、その評価については、「保健看護研究Ⅱ」と「保健看護管理演習」の評価と併せて単位を与えた。	III	
a-3	医学部では、6年一貫教育の充実のため、「医学準備教育モデル・コア・カリキュラムの編成・統合型カリキュラムの導入に向け	平成19年度のモデル・コア・カリキュラムの編成・統合型カリキュラムの導入に向け	教育研究開発センターのカリキュラム部会において、モデル・コア・カリキュラムに基づくカリキュラムの編成、導入に向け、	III	

	ュラム」及び「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の精神に則り、必修事項の効率的修得と、一般教養科目の確保と充実を図って授業科目を編成する。	てカリキュラム改編を検討する。<医学部>	平成18年度入学生からカリキュラムの改定を行った。	
a-4	保健看護学部では4年一貫教育の充実のため、「教養と人間学の領域」「保健看護学の基盤となる領域」「保健看護学の専門となる領域」の3領域でカリキュラムを構成し、専門分野の枠を超えた横断的・総合的な学習の充実を図る。	「総合保健看護」の分野において、「保健看護管理論」「保健看護管理演習」「保健看護英語」などについて講義を行う。<保健看護学部>	「総合保健看護」の分野の科目を全て開講した。	III
b-1	プライマリケアや、総合診療教育を充実させ、本学に特色ある診療科、診療単位(救急集中治療部、血液浄化センター、リハビリテーション部、緩和ケア部など)、紀北分院の特徴を活かし、学部教育、臨床実習を卒後臨床研修に有機的に結合させたカリキュラムを編成する。	臨床実習制度のさらなる充実と地域医療により目を向け、クリニック・クラークシップをカリキュラムに導入する。<医学部>	臨床実習をより充実させるため、平成18年度入学生的臨床実習カリキュラムにクリニック・クラークシップを導入とともに、全員に地域の研修を義務付けるカリキュラムとした。	III
b-2	地域医療に貢献できる医療人を育成するため、学外の臨床教授のもとで臨床実習を行い、クリニック・クラークシップ型の臨床教育を充実させる。	臨床実習の充実に向け、学生の学外病院実習を推進する。<医学部>	平成18年度入学生的臨床実習カリキュラムにおいて、臨床実習の期間を延長し、クリニック・クラークシップを充実した。また、選択実習では、学外において地域研修を行うカリキュラムを導入した。	III
ア 学部教育 (ウ) 教育方法に関する具体的方策				
a-1	教養教育の充実のために、学部間の共通講義を導入する。	共通講義を導入し、医学部、保健看護学部の学生が協調して学ぶ場を設定する。(再掲)	P3 (ウ)-3 a 参照	III
a-2	多様な教養科目及び専門教育科目を幅広く提供するために、他大学との単位互換制度を継続して行う。	単位互換制度を継続し、学生への周知を図る。	<医学部> 1年次における和歌山大学、高野山大学との単位互換制度を継続した。 <保健看護学部> 高等教育機関コンソーシアム和歌山に参加し、ポスターや開設科目一覧の学生掲示板への掲示、パンフレットの設置等により、周知を図った。	III
b-1	問題設定解決型学習を推進し、自主的	(a) 問題解決能力の増進を図るため、PBL/チ	平成18年度入学生からPBL/チュートリアルを拡大して導入し	III

	学習能力を高める。	チュートリアルを導入する。<医学部> (b) 「教養セミナー」などの少人数で実施する演習や実習を実施する。<保健看護学部> (c) より深いものの見方・考え方を育成するため、「特別教養セミナー」により、実験・調査・演習・文献検索等による総合的な学習を行う。<医学部> 学生が自主的に取り組む研究課題に対し、審査のうえ、特別奨励助成（学生自主カリキュラム）を与える、自主的な学習の取組を支援する。<全学>	た。症例検討セミナー（チュートリアル）を実施し、team-based learningについても試行した。 教養と人間学の領域の選択科目として、「医学・保健看護学概論」を実施した。 <医学部> 特別教養セミナーにおいて演習、文献的考察など総合的学习を行った。 <全学> 17件の学生自主カリキュラムの申請があり、15件について、計100万円の助成を行い、自主的な学習の取組を支援した。	III III
b - 2	臨床実習、研修を重視し、早期病院実習、看護実習、教育協力病院での実習など診療参加型実習を充実させる。	長期間のクリニカル・クラークシップ及び入学して早い時期から医療・福祉の現場を体験する「Early Exposure」を実施し、これを検証する。<医学部>	1年次において「Early Exposure」を行い、早期の地域での医療の体験学習を行った。また、1年次の後半では5日間の地域の老人保健施設における実習を行い、地域医療及び医療現場を体験させた。	III
b - 3	高度情報技術社会に対応できるコンピュータ等の情報機器活用能力を高める。	(a) インターネットを用いた情報収集、情報交換について学習する「情報処理」の科目を実施する。 また、インターネットを用いたE B M教育を導入する。（再掲）<医学部> (b) 基礎的情報処理能力を養い応用するため、「情報処理演習」を行う。（再掲）<保健看護学部>	P 2 (ア) - 3 a 参照 P 2 (ア) - 3 b 参照	III III
b - 4	演習、実習に異なる学年を参加させ、ティーチングアシスタント（T A）制度、リサーチアシスタント（R A）制度の導入を検討する。	平成18年度 計画なし		
c - 1	チーム医療を理解するため、医学部と保健看護学部の教員が協力して教育を実施する。	教育研究開発センターを中心として、両学部教員の協力体制を推進し、専門職種間教育の実施に向けてのカリキュラムを検討する。	1年次の「態度人間教育」においては両学部の教員が協力してカリキュラムを編纂した。 <保健看護学部> 教養と人間学の領域の選択科目として、「医学・保健看護学概論」を新設した。	III

c - 2	人間としての在り方や生き方に関する深い洞察力や理解力を育成するため、カリキュラム編成等に工夫を加え、質の高い医療人を育成する。(再掲)	(a) 医療専門職としての知識や技術のみならず、豊かな人間性を涵養するため、ケアマインド教育をカリキュラムの中で充実する。(再掲) <医学部>	P 1 (ア) - 2 a 参照	IV
		(b) 「人間の理解」「社会の理解」「人間と生命倫理」に関する科目を開講する。(再掲) <保健看護学部>	P 1 (ア) - 2 b 参照	III
ア 学部教育 (イ) 成績評価等の実施に関する具体的方策				
a	医学部では、各科目的試験と共に試験（コンピュータを用いた客観試験（C B T）、客観的臨床能力試験（O S C E））の成績を取り入れた成績評価指針を作成し、学生及び教員に周知することにより厳正かつ公正な評価を行う。	(a) 各科目の試験とともに、共用試験（コンピュータを用いた客観試験（C B T）、客観的臨床能力試験（O S C E））を臨床実習前の成績評価に取り入れる。<医学部>	臨床実習前に共用試験（コンピュータを用いた客観試験（C B T）、客観的臨床能力試験（O S C E））を行い、進級判定の成績評価に取り入れた。	III
		(b) 卒業時の能力を適正に評価する方法を検討し、実施する。(再掲) <医学部>	P 5 (イ) a - 2 参照	III
		(c) 学生の成績評価システムの標準化の導入準備を行う。<医学部>	学生の成績評価を標準化するため、教育研究開発センターにおいて改定作業を行っている。また、試験の実態調査を開始した。	III
b	保健看護学部では、成績評価について、教員の共通認識のもと、厳正かつ公正な評価を行う。	学生の成績評価は、全教員により総合的に判断して行う。<保健看護学部>	全教員による成績判定会議を開催した。	III
c	成績優秀者を表彰する制度を拡充する。	(a) 卒業時に成績優秀者を表彰する。<医学部>	卒業時に成績優秀者として、知事賞1名、学長賞2名を表彰した。	III
		(b) 成績優秀者に表彰を行うとともに、短期海外派遣制度の導入を検討する。<保健看護学部>	卒業時に成績優秀者として、知事賞1名、学長賞1名を表彰した。また、短期海外派遣制度を導入し、アメリカに2名を派遣した。	III
ア 学部教育 (オ) 卒後教育との連携に関する具体的方策				
a	質の高い臨床医の育成を行うため、臨	教育研究開発センターと卒後臨床研修セン	教育研究開発センターでは、平成18年度入学生の新カリキュ	IV

	床実習、卒後初期及び後期臨床研修を有機的に組み立てる。	ターの連携を図り、卒前・卒後教育を一貫して行う。	ラムにおいてクリニカルクラークシップを充実した。また、卒後臨床研修センターと連携し、臨床実習での効率化を図るカリキュラムを構築するとともに、臨床技能研修センターを設置し、実技研修を行った。	
b	保健看護学部と附属病院看護部との連携を図り、附属病院における卒前・卒後教育を充実させる。	(a) 附属病院の看護師の卒後教育研修に、保健看護学部教員を講師として招き、連携を図る。 (b) 学生の実習について、臨地実習委員会、実習連絡会を継続して保健看護学部と附属病院看護部の連携を図る。また、看護師の卒後教育のシステムを検討する。	リーダーシップ研修とプリセプター研修（6月・2月）において、保健看護学部助教授2名に講師を依頼し、予定通り計画を実施した。 <保健看護学部> 3年次生の領域別実習に先立ち、6月に附属病院と実習打合せ会を開催し、各領域における実習目標・実習時期についての説明を行った。また、実習進行中の11月に実習連絡会を開催し、意見交換を行った。 <看護部> 臨地実習検討委員会を2回開催した。看護師の採用前技術研修では保健看護学部教員の支援を得て、3日間開催した。受講生からは、実際に病院で使用している医療材料を用いて技術研修を行い、不安が解消できたなどの意見が多かった。	III III
イ 大学院教育 (ア) 入学者受入れ及び入学者選抜を実現するための具体的方策				
a	大学院の授業時間については、教育方法の特例（大学院設置基準第14条）を実施し、社会人のために昼夜開講制として、多様な人材を求める。 また、長期履修制度により修業年限の弾力化を図る。	昼夜開講制及び長期履修制度を実施し、ホームページ等で制度周知のための広報活動を行う。	昼夜開講制及び長期履修制度を実施し、ホームページ、オリエンテーション等で周知した結果、1名の長期履修を受入れた。	III
b	医学研究科修士課程では、コ・メディカルスタッフ、研究者を目指す者、企業等において医学・医療関連の研究に従事する者、医療行政関係者などの経験を持つ人材を幅広く受け入れる。	医学研究科修士課程では、入学者選抜において社会人の職業経験等も考慮し、社会人が修士課程においてリカレント教育を受けやすいようにする。	社会人の入学を容易にするため、講義時間を夜間に設定するなど配慮した。 修士課程入学者 16名	IV
c	医学研究科博士課程では、従来の医学部卒業生等に加え、社会人の修士課程修了者等も入学しやすい環境を整える。	(a) 医学研究科博士課程では、入学時期の多様化への対応や長期履修制度の適用とともに、講義開始時間への配慮を継続して行う。	10月入学を実施することにより、1名入学した。また、特別講義等の開始時間を午後6時に設定し講義を受けやすくするための配慮を行った。	III

		(b) 大学院整備検討委員会において、医学研究科博士課程の充足率向上に向けた方策を検討する。 (c) 外国人の入学を促進するため、英語版の大学院募集パンフレットを作成する。	10月入学を実施し、受験機会を増やす等充足率の向上のため検討を行った。 英語版の募集要項をホームページにのせ、外国人の入学を促進した。	III	
イ 大学院教育 (イ) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策					
a - 1	医学・医療に直結した課題に取り組み、研究経験と専門知識・技術を学ばせるカリキュラムを編成する。	医学・医療に直結した課題に取り組み、研究経験と専門知識、技術を学ばせるカリキュラムを編成する。	実地診療上活躍し、指導的立場の現役医師を全国的に選び、計画に沿った講義、指導を依頼、実施した。	III	
a - 2	医学・医療に従事する過程で問題を発見する能力とその解決方法を企画立案する能力を持つ研究者、又は高度専門職業人を育成するカリキュラムを編成する。	医学・医療に従事する過程で問題発見能力とその解決方法の企画立案能力を持つ研究者、又は高度専門職業人を育成するカリキュラムを編成する。	実地診療上活躍し、指導的立場の現役医師を全国的に選び、計画に沿った講義、指導を依頼、実施した。	III	
b - 1	医学研究科修士課程では、高度専門職業人の専門性を高めるため、研究能力の開発強化を図る。	医学研究科修士課程では、医学以外の領域の専門知識を医学研究に活用すること等により、学術研究の高度化を図り、優れた研究者の育成と研究能力の開発強化を行う。	学内外を問わず社会学、一般科学に卓越した実績を有する講師に指導を依頼し、優れた研究者の育成と研究能力の開発強化を図った。	III	
b - 2	医学研究科修士課程では、教員が相互に連携を取り、博士課程とも交流を図りながら教育・研修の機会を創出する。	医学研究科修士課程では、幅広い研究領域を含んで専門性を高めるため、博士課程と緊密な連携を取り教育研究を進める。	修士課程1年次後期から所属教室において、博士課程と緊密な連携を図り、研究教育を進めた。 修士課程から博士課程への入学志願者4名	III	
c	医学研究科博士課程では、講座・研究室の枠を越えて、地域医療に貢献できるよう横断的な知識が修得できるようにカリキュラムを編成する。特に医学研究科地域医療総合医学専攻においては、各教室間の有機的な連携を促進し、高度先進的かつ分野横断的な大学院教育を行い、地域医療に貢献する医療人の育成を目指す。	各講座の枠を超えて横断的な知識が修得できるよう再編された大学院博士課程のカリキュラムを実施する。 特に医学研究科地域医療総合医学専攻においては、各教室間の連携を緊密に行い、高度先進的かつ横断的な大学院教育を行う。	共通科目講義及び特別講義を実施し、各講座の枠を超えた講義を実施した。	III	
イ 大学院教育					

(ウ) 教育方法に関する具体的方策					
a - 1	研究レベルの向上や研究者間の交流を図るため、研究討議会や大学院特別講義の内容の充実を図る。	公開発表会、研究討議会、外部講師及び学外教員による特別講義を開催し、研究レベルの向上及び研究者間の交流を図る。	修士課程は1月に修士論文発表会を開催、博士課程は研究討議会を月3回開催し、研究成果の公表を通して研究レベルの向上を図った。また、外部講師10名による特別講義を実施し、研究レベルの向上及び研究者間の交流を図った。	III	
a - 2	各研究単位の教育研究目標及び研究指導目標を明確にした「大学院学生要覧」を作成し、これに基づいた研究指導を推進する。	「大学院学生要覧」に教育研究目標及び研究指導目標を記載し、これに基づいた研究指導を推進する。	「大学院学生要覧」に教育研究内容を記載した。	III	
b	大学院独自のファカルティ・ディベロップメント(FD)研究会を年間を通じて定期的に行い、大学院教員の教育方法の改善を組織的に進める。	大学院の教育研究指導の点検・方法の改善について、組織的な検討を進める。	今後自己点検評価について、大学院整備検討委員会で検討を行う。	II	
イ 大学院教育 (エ) 成績評価等の実施に関する具体的方策					
a	毎年研究業績集を公表し、社会的評価を受ける。	学位論文の内容要旨及び審査結果要旨を引き続き公表する。	博士の学位論文(英文)27編を公表し、国会図書館に送付した。	II	
b	優れた研究及び専門能力を有する者を顕彰する。	優れた研究及び専門能力を有する者を選定し、名誉教授会賞に推薦する。	本年度名誉教授会賞に1名推薦を行い、受賞した。	III	

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

中期計画	年度計画	実施状況等	評価	メモ	
ア 適切な教職員の配置等に関する具体的方策					
(ア)	教育実施体制、教職員の配置、教育課程、時間配分などの見直しを行い、その内容を実施する組織を設置する。	教育における新たな制度改革等に迅速に対応し、一貫した教育の研究、開発、実践を可能とするため、教育研究開発センターを設置する。	4月に教育研究開発センターを設置し、6月に専任教授が就任した。カリキュラム専門部会、臨床技能教育部会、教育評価部会、入試制度検討部会、FD部会の5部会において制度の改革を行っている。	III	
(イ)	教育研究と実践を有機的に展開するため、各学部及び附属病院などの実習施設とのより一層の組織的な連携を図る。	a 実習施設との一層の連携を図るため、病院教授(仮称)制度の導入を検討する。	平成19年度中に臨床教育教授(仮称)制度を導入することを検討した。	III	

		b 教育研究開発センターを中心として、両学部教員の協力体制を推進し、専門職種間教育の実施に向けてのカリキュラムを検討する。(再掲)	P 7 c-1 参照	III	
(ウ)	学部教育と大学院教育の連携を図り、M.D.-Ph.D.コース等多様な履修形態を検討する。	平成18年度 計画なし			
	イ 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策				
(ア)	少人数教育、臨床実習、学生の自主的学習が円滑に実施できる環境の充実を図る。	臨床技能研修センターを整備し、効果的な活用方法等学習環境の充実を図る。	臨床技能、一次救命処置（BLS）、二次救命処置（ACLS）、チーム医療、安全管理に対応できる研修が出来るように臨床技能研修センターを設置した。	IV	
(イ)	図書館の蔵書の充実に努め、開館時間の延長について検討する。 また、情報の国際化・電子化への対応として図書館機能の充実を図る。	a 図書館の蔵書の充実に努め、平日1時間、土曜日3時間の開館時間延長の試行を始める。 b 図書購入時の選定に当たっては、紙媒体及び電子資料の構成を見直し、電子資料の増加を図る。	紀三井寺館では9月から試行期間ではあるが、土曜日の開館時間を午前10:00とした。（従前13:00～17:00）また平日の開館時間を午前8:30とした。（従前9:30～22:00） 蔵書数97,800冊、利用者数44,756名（紀三井寺館） 蔵書数37,187冊、利用者数31,377名（三葛館） 媒体形態の切り替えについては、前年に比べ3件増加した。 電子資料数36件	III III	
(ウ)	教育研究に関する円滑な情報処理及び情報通信の促進を図るため、医学情報ネットワークの適切な運用管理を行う。	医学情報ネットワークの適切な運用管理を行う。	医学情報ネットワークについては、日々適切な管理に努めており、安定的に運用した。	III	
(エ)	医学、医療、科学、高等教育における和歌山県固有の発展の歴史について、顕彰し教育するための歴史資料室等の設置に向けた検討を行う。	平成18年度 計画なし			
	ウ 教育の質の改善につなげるための具体的方策				
(ア)	教育の質の改善（FD）に関する学内組織を再構築し、教員への講習だけでなく、教育資材の開発を援助する。	教育の企画部門である教育研究開発センターを設置し、教員の教育方法に関する研修会等を開催する。	教育研究開発センターにFD部会を設置し、より充実した内容のFD研修会を行った。	III	

(イ)ー1	教育活動評価のための組織を整備し、学生及び第三者による授業評価の在り方の検証及び改善を図る。	学生の授業評価を教育内容・方法の改善のための資料として活用する。	学生の授業評価については一定の形式で施行し、各教員に評価の結果を示し、授業の改善を促した。 また、保健看護学部では、演習及び実習についても評価を実施した。	III
(イ)ー2	教育の成果・効果を評価する基準として、引き続き大学院生の学位論文の質的評価を行う。さらに指導大学院生数、学位を取得させた人数、指導内容等を検証し、評価の指標とする。	論文審査委員会において、学位論文の審査を厳正に行うとともに、大学院生数、学位取得者数等について検証する。	論文審査委員会を主査1名、副主査2名の計3名選出し、論文審査と試験を行い、厳正に審査を行った。 学位取得者数 47名（博士27名、修士20名） 修了者数3名、満期退学者数22名	III
(イ)ー3	本学の学部教育、大学院教育がどのように活かされているかを検証するため、学部卒業者、修士課程及び博士課程修了者の卒業後・修了後の追跡調査を行う。	学部卒業者及び大学院修了者の進路・業績等を把握するための調査内容及び調査方法の検討を行う。	〈医学部〉 卒業者の進路について、聴き取り調査を試行した。 〈保健看護学部〉 卒業時に実施する進路等の調査内容を検討し、調査様式を定めた。また、短期大学部卒業生に対して、動向調査を12月に実施した。短期大学部全卒業生616名 〈大学院〉 調査方法の検討を行った。	III

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
ア 学習相談、助言、支援の組織的対応に関する具体的方策					
(ア)	新入生オリエンテーションを充実する。	医学部、保健看護学部の相互理解及び教職員と学生の交流を促進するため、両学部合同で新入生オリエンテーションを実施する。	4月に大学及び両学部学生自治会との共催による合同新入生合宿研修を白浜町にて1泊2日で実施した。	III	
(イ)	学生からの相談に細やかな対応ができるように学習相談及び助言体制の充実を図る。	クラス担任やゼミの教員による、学生への細やかな対応を行う。〈保健看護学部〉	オフィスアワー（相談できる教員が必ずいる時間帯）を設定する他、随時、個別面談を行う等、学生からの相談にきめ細かい対応を実施した。	III	
(ウ)	教育研究活動中の事故及び災害に対処するため、学生の任意保険への加入を促進する。	災害傷害保険・賠償責任保険への全員加入を継続する。〈医学部〉 実習時等における任意保険への加入を推奨する。〈保健看護学部〉	入学手続時に新入生全員が災害傷害保険・賠償責任保険へ加入了。	III	

イ 生活相談、就職支援等に関する具体的方策					
(ア)	健康保持及び心配や悩み事に対応するため保健管理室の充実を図り、心身両面で学生の健康管理体制を充実させる。特に、メンタル面のカウンセリング体制を充実する。	a 健康管理センター（仮称）を設置し、健康相談、応急処置など心身両面で学生の健康管理を支援する。	平成19年度開設に向け、設置場所を決定し、医師の選任等業務範囲を検討した。	II	
		b 外部カウンセラーによる相談室の設置を検討する。〈保健看護学部〉	12月より、週1回の外部カウンセラーによる学生相談室を開設した。設置回数22回、相談件数9件	III	
(イ)	修学のための経済的な支援体制の充実に努める。	授業料減免制度や日本学術支援機構等の奨学金制度を活用する。 また、本学独自の修学奨学金貸付制度を創設する。	学生に対し授業料減免制度や日本学生支援機構等の奨学金制度の情報を提供し、制度を活用した。また、本学独自の修学奨学金貸付制度を創設した。	III	
(ウ)	就職に関する情報提供に努め、就職活動の支援を行う。特に大学院生に対し、取得した専門知識が生かせるよう、教育職、研究職、高度の専門職への進路を指導し、助言、推薦などを行う。	a 担任、ゼミ担当教員、進路指導教員が、進路相談に応じる体制を継続する。〈保健看護学部〉	担任、ゼミ担当教員及び教務学生委員会の進路担当教員が模擬試験等の情報を共有し、学生からの相談に適切な指導を行った。	III	
		b 大学院生については、主科目研究指導教員及び大学院委員会が中心となり進路指導を行う。	主科目担当指導教員が適切に進路指導を行った。	III	
ウ 留学生支援体制に関する具体的方策					
(ア)	大学及び大学院の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。	ホームページ等を活用し、大学、大学院の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。	〈医学部〉 掲示板等を活用し、大学、大学院の研究活動、学費及び学生生活等に関する情報を提供した。 〈保健看護学部〉 学部案内パンフレットを和文英文の併記に変更し、国際交流に活用した。 〈大学院〉 適宜、ホームページを更新して、学生へ情報を適切に提供した。	III	
(イ)	平成18年度中の国際交流センターの設置も視野に入れて、外国人研究者、留学生の受入れ体制、修学支援体制を整備する。	大学として系統立てた国際交流ができるよう、国際交流センターを設置し、外国人研究者等の受入れ体制、支援体制の整備・充実を行う。	4月に国際交流センターを設置し、外国人研究者等が利用する宿泊施設を整備した。 国際交流ハウス利用者数15名	IV	
(ウ)	海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定	a 海外の大学や研究機関等へ学生・研修医・教職員を派遣し、また留学生の受入れを	P3 (エ) - 2 b 参照	IV	

	を締結する。	行う。(再掲)			
	b 海外の大学との新たな交流協定の締結を行うなど、交流を推進する。		タイ・コンケン大学、中国・上海交通大学との交流協定を締結した。	IV	

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

中期計画	年度計画	実施状況等	評価	メモ
ア 目指すべき研究の方向と研究水準に関する具体的方策				
(ア)ー1 和歌山県で重点的に取り組まなければならない疾病構造の改善、診療活動の改善、疾病の予防につながる研究を行う。	a 健康増進・癒しの科学センターを中心として、予防医学に関する研究を行う。 b がん診療連携拠点病院の指定に向け、附属病院におけるがんの診療体制を充実し、診療活動の改善につなげる。	機能性医薬食品探索講座、観光医学講座を新たに開講とともに、病態栄養治療学講座を継続し、予防医学に関する研究を行った。 1月に都道府県がん診療連携拠点病院に指定された。	IV IV	
(イ)ー2 疾病の原因、診断、予防について医学及び保健看護学の研究を行い、診療活動の場において、医療及び保健看護の質の向上に貢献する。	基礎的研究のみならず、臨床研究にも重点を置き、各部門から昨年度の実績を上回る英文原著論文を発表する。	英文原著論文総数は横ばい傾向にあるが、国際的に評価の高いジャーナルへの投稿が増えた。316件	III	
(イ)ー1 創薬、診断及び治療方法などについての臨床研究、先端医療の研究を行う。	臨床研究管理センター及び先進医療開発センターを設置し、臨床研究、先端医療の研究を行う。	臨床研究管理センターを設置し、現在治験管理部門が稼働している。先進医療開発センターにおいては、先端的な手術手法等の見学を受け付けた。	III	
(イ)ー2 講座の枠を超えて、基礎医学と臨床医学の連携による、より幅の広い医学研究の推進を図る。	a 研究テーマを学内から公募し、応募者のプレゼンテーションによる選考を行い、優れた学術研究への助成を行う。 b 基礎医学と臨床医学の連携を円滑に進めるため、ラジオアイソトープ実験施設、動物実験施設、中央研究機器施設の管理責任者を統合し、機器の共同利用を促進する。	学内の各種助成事業の公募における推薦又は選考を行うため、研究活動活性化委員会を4月に設置した。 同委員会では今年度から特定研究・教育助成プロジェクト発表会を開催し、7件の応募者のプレゼンテーションによる選考を実施、4件採択した。(助成総額 17,500千円) 共同利用施設管理運営規程を制定、各施設の統合管理責任者として共同利用施設長を選任し、共同利用施設運営の一体化を図った。また、共同利用施設連絡網を整備するとともに、新たにセルソーター等の機器を3機購入し、共同利用を促進した。	IV III	
(イ)ー3 基礎的研究を重視し、これを推進する。	博士課程終了後の若手研究者の雇用の場を	特別研究員制度を新設し、特別研究員として2名採用した。	III	

		創設するため、特別研究員制度を新設し、研究者層の充実を図る。		
イ 成果の社会への還元に関する具体的方策				
(ア) 医学及び保健看護学の研究成果を、地域産業の活性化、健康福祉、公衆衛生活動に展開させるため、研究成果、業績等の知的財産を公開するとともに、本学教員による各種の研修会での講演や地域活動などを行う。	a 生涯研修・地域医療支援センターにおいて、県民を対象とした公開講座等各種の学習機会を10回以上提供し、地域住民への健康・保健知識の啓発を行う。 また、保健看護学部においても、地域住民の要望に応じた健康に関する公開講座を継続して実施する。	一般県民を対象にした研修会「最新の医療カンファレンス」を年10回、九度山町において健康講座、本学において公開講座を各1回開催した。「最新の医療カンファレンス」出席者各40名、健康講座出席者33名 「メタボリックシンドロームは健康の黄信号」をテーマとし、保健看護学部公開講座を2回開催した。 参加者数142名	III	
	b 本学教員による出前授業を実施する。	テーマを設定し、県内の小中高校27校へ延べ30名を派遣した。	III	
	c 高等教育機関コンソーシアム和歌山で実施する公開講座への講師派遣を行う。	高等教育機関コンソーシアム和歌山からの依頼により教員2名を派遣した。	III	
(イ) 寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大する。	寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大する。	寄附講座4講座、受託講座2講座を開講とともに、受託研究16件、共同研究3件を行った。	IV	

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
ア 研究体制に関する具体的方策					
(ア)	大学が重点的に取り組む領域や研究分野を選定し、これに重点的・弾力的に人員を配置する。	博士課程終了後の若手研究者の雇用の場を創設するため、特別研究員制度を新設し、研究者層の充実を図る。(再掲)	P 1 6 (イ) - 3 参照	III	
(イ)	公募により、より優秀な指導的研究者の確保に努める。	a 「医学部教員の公募に関する申し合わせ事項」を作成し、助教授から助手までの教員採用の多様化を図る。	「医学部教員の公募に関する申し合わせ事項」を決定し、2名の教員について公募した。	IV	
		b 教授の公募について、選考委員会の活動をより活発化し、候補者の選考について積極的に取り組む。	医学部教授選考方針検討委員会において医学部教授選考の実施について検討し、そのうち、候補者インタビューの実施方法について、従来選考委員会内部で行われていたインタビューをオープン化し、選考委員以外の教授がオブザーバーとして聴講できるように改めた。	IV	
(ウ)	研究の活性化を検討する委員会の設置など、多くの医療人が研究に参画できる体制を構築する。	学内の研究活動を活性化させるため、研究活動活性化委員会を設置し、研究者のプレゼンテーションによる選考方法を導入する。	学内の各種助成事業の公募における推薦又は選考を行うため、研究活動活性化委員会を4月に設置した。 同委員会では今年度から特定研究・教育助成プロジェクト発表会を開催し、7件の応募者のプレゼンテーションによる選考を実施、4件採択した。(助成総額 17,500千円)	IV	
(エ)	知的財産の創出の支援、取得、管理及び活用を行う組織を設置する。	平成18年度 計画なし			
イ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策					
(ア)	研究の支援体制を整備するために、共同研究等の施設の拡充を検討する。	学内研究施設の利用状況を調査し、必要な研究環境について検討する。	学内の研究施設(3施設)を共同利用施設として統合とともに、共同利用施設委員会を2回開催し、利用状況・研究環境等を検討した。	III	
(イ)	研究機器及び備品の効果的な整備拡充、先端医学研究所の充実を図る。	ラジオアイソトープ実験施設、動物実験施設、中央研究機器施設の管理責任者を統合し、学内共同利用施設等の機器の導入・更新を計画的に行うとともに、効率的な運用を図る。	共同利用施設管理運営規程を制定、各施設の統合管理責任者として共同利用施設長を選任した。 また、機器の更新計画については、備品整備委員会の教育研究部会で議論し、セルソーター等の機器を購入した。	III	

ウ 研究の質の向上につなげるための具体的方策				
(ア)	学内重点研究課題を選定し、学部、講座、研究室等の枠を超えた横断的プロジェクト研究を推進する。	研究テーマを学内から公募し、応募者のプレゼンテーションによる選考を行い、優れた学術研究への助成を行う。(再掲)	P 1 6 (イ) - 2 a 参照	IV
(イ)	教員の研究の水準・成果を検証するため、研究活動の評価を定期的に実施し、かつ公表する。それに基づき、質の高い研究を資金面などで支援する制度を導入する。	研究活動の評価方法について検討する。	今年度から研究活動活性化委員会等で検討し、特定研究・教育助成プロジェクトの発表の内容に対して、5つの評価区分を設定した。また、全教員の研究も含めた5領域に関する評価制度については、平成20年度本格実施に向け、平成19年度試行を決定した。	III
エ 研究資金の獲得及び配分に関する具体的方策				
(ア)	研究を推進するための組織を設置し、競争的研究費の獲得や受託事業等の受入れによる外部資金の獲得について、毎年度10%の増加を図るとともに、学外との共同研究を企画・立案する。	研究活性化、外部資金導入等を積極的に推進するため、産官学連携推進本部を設置する。	産官学連携推進本部を設置し、平成17年度に比べ、寄附講座3講座、受託講座2講座、受託研究10件、共同研究3件增加了。 外部資金 約650,000千円（対前年比28.2%増） 科学研究費補助金 101件 175,840千円（平成18年度） 78件 137,200千円（平成17年度）	IV
(イ)	全国的な共同研究への参加を推進する。	他大学との共同研究を継続して実施するとともに、産官学連携推進本部を中心として共同研究等への参加を奨励する。	岡山大学との共同研究（2,400千円）等を継続して実施するとともに、平成18年度から民間企業との共同研究（3件、6,350千円）等を実施した。	III
(ウ)	横断的プロジェクト研究への重点的な資金配分を行う。	研究テーマを学内から公募し、応募者のプレゼンテーションによる選考を行い、優れた学術研究への助成を行う。(再掲)	P 1 6 (イ) - 2 a 参照	IV
(エ)	萌芽的研究にも資金配分し、プロジェクト研究へ発展させることを目指す。	選考により若手研究者の研究への資金配分を行い、研究者を育成する。	今年度から若手研究支援助成要綱を制定し、4月に設置した研究活動活性化委員会による選考により6件（2,400千円）採択した。	III
(オ)	外部資金による新規の研究分野を検討する。	外部資金により、新規の研究分野を拡大する。	観光医学講座及び先端医療開発普及講座等を「寄附講座」として開講した。また地方自治体の委託を受ける「受託講座」を2講座開講した。	IV

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

3 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 教育及び研修機能を充実するための具体的方策

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
ア－1	本学の特色ある診療科・診療単位、中央部門等の特徴を活かした臨床教育の場を提供する。	本学の特色ある診療科等の特徴を活かした臨床教育の場を提供するとともに、教育研究開発センターと卒後臨床研修センターとの連携により効率的な教育効果を図る。	緩和ケアにおける研修、救急集中治療部における研修を行った。また、教育研究開発センターを核に卒後臨床研修センターと連携し、効果的な研修を検討し、臨床技能研修センターを設置した。	IV	
ア－2	臨床の場において、患者や医療関係者の立場を理解し、患者本位の医療や円滑なチーム医療を推進できるよう、学生の人格形成を図るための教育及び実習等を行う。	患者本位の医療や円滑なチーム医療を推進できる人格形成を図るため、ケアマインド教育をカリキュラムの中で充実する。	ボランティア教育、緩和ケア教育を通じてケアマインド教育を行った。また、文部科学省の大学教育改革の取組に対する補助事業において、医学部の「ケアマインドを併せもった医療人教育」が特色ある大学教育支援プログラムに、保健看護学部の「地域と連携した健康づくりカリキュラム」が現代的教育ニーズ取組支援プログラムに同時採択され、良質な医療人の育成に取り組んだ。	IV	
イ－1	専門職としての実践能力及び高い総合診療能力を有する医師の育成を目指し、卒後臨床研修プログラムの充実を図る。	後期臨床研修プログラムを実施し、卒後臨床研修から専門研修まで一貫的な研修を行う。	海外研修を実施するとともに、後期臨床研修プログラムを開発し、後期研修枠を拡大した。 海外研修 4名(MDアンダーソンがんセンター、ピッツバーグ大学)	IV	
イ－2	卒後臨床研修センターを中心として、臨床研修協力病院との連携を深めた研修システムを充実する。	協力病院と連携した卒後研修プログラムを研修医に提供する。	卒後臨床研修センターを中心に協力病院と連携した卒後研修プログラムを研修医に提供した。 研修協力病院数 11 病院	III	
イ－3	臨床の実践能力向上を図るため、看護師の卒後研修体制を確立する。	看護師の卒後教育の充実・教育体制の確立のため、従来の経年的教育ではなく、臨床看護実践能力の習得段階を示し、修得段階に応じた研修を行う。	年度の教育計画はラダー（キャリア開発）に対応した継続教育に刷新した。4月からスタッフ対象にラダーを実施している。また、現在マネジメントラダーも作成中で、平成19年度の上半期に作成するよう計画している。	III	
イ－4	積極的に外部講師等を招聘し、医療従事者等への教育・研修内容の充実を図る。	研修内容に応じて、外部講師の招聘を行う。	外国（アメリカ）から講師を招聘し、2月の5日間延べ100名参加した。	III	

			経営コンサルタントを講師に招き2日にわたり、延べ3回講演、446名の参加者があった。 なお、医療安全推進研修会（6回）において、外部講師を招聘した。	
ウー1	プライマリケア及び総合診療教育を充実させ、地域医療を担う医師、看護師、コ・メディカルスタッフの育成を図る。	臨床医学講義、卒後臨床研修におけるプライマリケア、総合診療教育について、附属病院本院、紀北分院、地域の研修協力病院で役割分担を行う。	卒後臨床研修センターを核に紀北分院や協力病院との連携を実現した。	IV
ウー2	高齢者医療や地域に多い疾病等本県が抱える医療の課題をふまえ、介護・福祉との連携を図りながら卒後初期及び後期臨床研修の内容の充実を図る。	卒後臨床研修において、高齢者医療研修や介護・福祉との連携を行う。	研修協力病院に介護老人保健施設を3カ所指定し、地域医療の観点から研修を実施した。	III
エー1	平成18年度に地域連携室を設置し、地域医療機関との診療連携や診療情報の提供により、地域医療の質の向上に努める。	(ア) 附属病院本院に地域連携室を設置し、地域の医療機関からの紹介患者の予約受付、入院患者に対する転退院支援、医療・福祉に関する相談等を行い、地域医療連携を推進する。	4月に地域連携室を開設した。①各医療機関、各診療科長あてに案内を送付し周知を図った。②「相談依頼票」「退院支援スクリーニングシート」をオーダリングシステムに入れた。③医療福祉相談の案内を各外来に掲示し、入院案内に添付した。④各医療機関の診療体制について調査を実施し、データベースを作成した。 相談受付総件数2,205件	IV
		(イ) 紀北分院では、「紀北分院通信」を継続するとともに、地域医師会の病診連携部門に積極的に参加し、活動する。	「紀北分院通信」は、毎月1回発行した。伊都医師会病診連携委員会へ月1回参加した。	III
エー2	県内の医療専門職員の育成と能力向上を図るために、コ・メディカルスタッフの教育及び研修の受け入れを行う。	各種医療技術者の養成を目的とする学校・養成所等からの実習生を受け入れる。	他大学の薬学部や医療関係の専門学校等60施設から、8部門478名を受け入れた。 (紀北分院) 3施設から224名を受け入れた。	III

(2) 研究を推進するための具体的方策

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
ア－1	和歌山県で重点的に取り組まなければならぬ疾病構造の改善、診療活動の改善、疾病の予防につながる研究を行う。(再掲)	(ア) 健康増進・癒しの科学センターを中心として、予防医学に関する研究を行う。(再掲)	P 1 6 (ア)－1 a 参照	IV	
		(イ) がん診療連携拠点病院の指定に向け、附属病院におけるがんの診療体制を充実し、診療活動の改善につなげる。(再掲)	P 1 6 (ア)－1 b 参照	IV	
ア－2	疾病の原因、診断、予防について医学及び保健看護学の研究を行い、診療活動の場において、医療及び保健看護の質の向上に貢献する。(再掲)	基礎的研究のみならず臨床研究にも重点を置き、各部門から昨年度の実績を上回る英文原著論文を発表する。(再掲)	P 1 6 (ア)－2 参照	III	
ア－3	創薬、診断及び治療方法などについての臨床研究、先端医療の研究を行う。(再掲)	臨床研究管理センター及び先進医療開発センターを設置し、臨床研究、先端医療の研究を行う。(再掲)	P 1 6 (イ)－1 参照	III	
イ－1	平成18年度に臨床研究管理センターを設立し、薬剤師、看護師等による治験コーディネーター業務を行い、幅広く治験による新薬開発に貢献する。	臨床研究管理センター治験部門において、一元的な治験実施管理体制を構築する。	治験の実施や治験管理部門の運営について検討するため病院長を委員長とした「治験運営委員会」を設置、治験管理部門専用スペースを確保し、人員増も決定した。 新規契約件数10件	III	
イ－2	治験の実施に当たっては、「医薬品の臨床試験の実施に関する基準」に基づき、患者の権利の擁護に努める。	治験審査委員会において、倫理的及び科学的観点から調査審議し、患者の権利の擁護を推進する。	GCP(医薬品の臨床試験の実施基準)に基づき倫理的及び科学的観点から調査審議を行い、患者の権利擁護の推進を図った。	III	
ウ	医療の実践を通じた患者本位の安心できる医療の実現のため、医療現場の課題を抽出し、その解決方法やチーム医療のあり方等を検討し、安全かつ最適な管理体制の確立を目指す。	患者本位の安心できる医療の実現のため、医療現場の課題を抽出し、解決するシステムの確立に向けた検討を行う。	患者サービス向上委員会だけの対応ではなく、至急の課題については、病院長会等でも対応できるようにした。	III	

(3) 地域医療への貢献と医療の実践を達成するための具体的方策

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
ア－1	高度医療に貢献するため、医師及びコ・メディカル等の教育研修制度を確立する。	(ア) 専門医としての実践能力の向上を図るため、後期研修プログラムを開始する。	海外研修を実施するとともに、後期研修プログラムを開発し、後期研修枠を拡大した。	III	
		(イ) 高度医療に貢献する医療専門職業人を育成するため、コ・メディカル等職種毎の教育・研修を計画的に行う。	医療安全推進研修会（6回）及び感染予防対策研修会（4回）を開催した。また、学外の研修に適宜参加させた。	III	
ア－2	先端的医療機器の導入、医療技術の開発を促進する。	計画に基づき、医療機器を更新する。	計画に基づき、医療機器を更新した。 平成18年度約712,000千円	III	
イ－1	患者の人格と命の尊厳を重んじる病院スタッフを育成する。	人権に関する研修を全学一斉及び各所属単位で実施する。	全学人権同和研修、人権同和研修員研修及び各所属ごとの研修を実施した。	III	
イ－2	患者が受診しやすいよう、診療科の枠を超えた臓器別・系統別の診療体制の整備、分かりやすい診療科名の表示を推進する。	外来・入院を臓器別等に分化していくことについて、病院全体での検討を行う。	内科・外科を臓器別にした表示を行っている。その他の診療科についても、患者にわかりやすい表示について検討を行った。	IV	
イ－3	附属病院本院では、平成19年度末までに財団法人日本医療機能評価機構等の認定を取得する。	財団法人日本医療機能評価機構の認定取得に向け、必要な条件整備を行う。	病院機能評価受審対策委員会、診療部門及び事務部門のワーキンググループを立ち上げるとともに、自己評価シートを配布し、全部門のヒアリングを行った。 また、平成19年9月中に受審すべく、財団法人日本医療機能評価機構に受審申込みを行った。	III	
イ－4	患者個人情報など医療情報セキュリティ体制の強化を図りながら、診療実績（手術件数、生存率等）を積極的に公開する。	(ア) 医療情報の管理についての職員の意識向上を図りながら、ホームページでの診療実績の公開について、病院全体で統一的に取り組む。	大学のホームページの「各診療科・部門の紹介」の中で、各診療科が手術件数等の公開を行った。	III	
		(イ) 大学のネットワーク及び情報システムに関わる情報セキュリティについて、基本方針、対策要綱及び共通実施手順を施行し、医療情報のセキュリティ体制を強化する。	大学のネットワーク及び情報システムに関わる情報セキュリティについて、基本方針、対策要綱及び共通手順書を作成し、周知を図るため6月に説明会を開催した。 また、ウイルス対策ソフトの必要数の調査を行い、ノートン・システム・ワークスを140個導入し、配布した。	III	
イ－5	栄養管理はもとより、患者の病態に応	(ア) 患者の栄養状態や食習慣を的確に把握・	個別・集団栄養食事指導を実施した。	III	

	じた質の高い病院給食を提供する。	評価し、適切な栄養指導を実施することにより、病状の改善を図る。	分院では、栄養管理計画書を作成し、患者の栄養状態や食習慣の把握に努めた。	
	(イ) 入院患者の嗜好にあわせ選択メニュー制度を充実し、喫食率向上を図る。	(イ) 入院患者の病状を的確に把握し、個々人に適合した食事による治療計画を立てることにより在院日数の短縮を図る。	平成19年6月から選択メニューを開始する。 紀北分院においては、既に選択メニュー制度を実施している。	II
	(エ) 栄養サポートチーム（NST）の活動を推進する。		NST症例や喫食状態不良の患者に対し、個別対応献立を作成した。 (紀北分院) 入院患者の病状や栄養上のリスクを把握して、個々の患者に応じた栄養管理計画書の作成に努めた。	IV
			NSTによる病棟回診を行った。	III
イー6	平成18年度に地域連携室を設置し、地域の医療機関との連携を推進するとともに相談員を配置し「患者相談窓口」機能の充実を図る。	(ア) 附属病院本院に地域連携室を設置し、地域の医療機関からの紹介患者の予約受付、入院患者に対する転退院支援、医療・福祉に関する相談等を行い、地域医療連携を推進する。(再掲)	P21 エー1 (ア) 参照	IV
		(イ) 看護相談室を設置し、専門分野で活動している専門看護師、糖尿病療養指導士による相談を実施する。	7月に看護相談室を開設し、ポスターやホームページにも掲載した。相談件数約500件	IV
ウー1	ドクターヘリの運航継続と救命救急センターの機能強化により、県内の救急医療の地域間格差の是正に寄与する。	ドクターヘリの運航時間について、可能な時間帯での運航時間の延長（早朝1時間）を行い、救命救急センターを充実する。	4月から運行時間を午前9時から午前8時に早めた結果、早朝1時間の出動件数は29件あった。 出動件数338件、ドクターヘリによる受入患者数173名	IV
ウー2	基幹災害医療センター（総合災害医療センター）として「和歌山県地域防災計画」に基づく医療活動を行うとともに関係医療機関を支援する。	災害対策訓練を通して災害対策マニュアルの問題点を把握し、隨時見直しを行う。	10月に災害対策訓練を実施し、明らかとなった問題点について担当者会議でその対策を検討したうえで、隨時マニュアルを見直した。参加者数280名 また、全職員に対してAEDの講習を行った。	III
ウー3	本県へき地医療の包括的な支援について、県福祉保健部との連携を図り、へき地診療所の診療支援等を推進する。	平成18年度 計画なし		
ウー4	「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定要件を検証し、必要な診療体制、研	がん診療連携拠点病院の指定に向けたワーキンググループを設置し、必要な体制づくり	1月に都道府県がん診療連携拠点病院に指定された。	IV

	修体制、情報提供体制等を検討し、指定を行う。 を目指す。		
--	---------------------------------	--	--

(4) 医療安全体制の充実に関する具体的方策

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
ア	医師、看護師、薬剤師等、医療スタッフの配置により医療安全推進部の体制強化を図る。	医療安全推進部の医師、薬剤師などの医療スタッフの充実により医療安全推進体制の更なる充実を図る。	平成19年4月から医療スタッフを増強し、医療安全推進体制を充実することとした。	III	
イ	リスクマネージャー会議の推進を図るとともに、院内巡回指導を実施し、各所属のリスクマネージャーの活動を強化する。	(ア) 附属病院本院では、リスクマネージャーを中心に医療安全意識の向上を目的とした活動を行う。また事故の類型・領域別のアクシデント・インシデント検討委員会の委員構成の見直しを行う。	医療安全意識の向上に取り組んだ。また、アクシデント・インシデント事例検討会（4回開催）では委員の見直しを行った。 リスクマネージャー会議 27回 インシデント発生数 2,943件 アクシデント発生数 34件	III	
		(イ) 紀北分院では、リスクマネージャー会議及び医療安全推進委員会で、医療従事者に対する研修内容を充実する。	毎月定例にリスクマネージャー会議を開催した。 インシデント発生数 210件 アクシデント発生数 2件 外部派遣研修に参加し、リスクマネージャー会議において伝達した。	III	
ウ	医療安全管理体制の透明性、公平性の確保を図るため、外部委員を必要に応じて導入する。	医療事故調査委員会に外部委員制度を導入する。	検討の結果、平成19年度に導入を決定した。	II	
エ	医療安全への取組及び医療事故等の状況（経緯や改善策等）についての情報を積極的に公表する。	医療事故等の公表基準に基づき、医療安全への取組及び医療事故等の経緯や改善策などの状況をホームページ等において公表する。	3カ月毎にホームページで公表した。公表件数13件	III	

(5) 病院運営に関する具体的方策

中期計画	年度計画	実施状況等	評価	メモ
ア－1 診療科、中央診療部門、看護部門及び事務組織の再編成を行い、診療機能・診療支援機能を点検し、充実を図る。	(ア) 全身性疾患であるリウマチ・膠原病に対応するため、第3内科・整形外科・皮膚科が連携し、リウマチ・膠原病診療体制の充実を図る。	9月から第3内科、整形外科、皮膚科が連携し、同じ日（金曜日）に膠原病を診療できる体制にした。	III	
	(イ) 附属病院本院の栄養部門を「病態栄養治療部」として事務組織から中央診療部門へ移行する。	4月に中央診療部門に移行した。	IV	
	(ウ) 診断書受付センターを設置し、各種診断書の受付・交付窓口を一元化することにより、手続きの迅速化を図る。	10月から、診断書の受付・交付の窓口一元化のための診断書受付センターを設置した。	IV	
ア－2 病院医療水準の向上を目指し、患者によるサービスの評価、地域要望を取り入れる体制を構築し、病院機能の向上に努める。	病院機能向上のため、患者アンケート調査結果を踏まえた具体的な取組を実施する。	患者サービス向上と医療安全を検討した結果、携帯電話使用エリアを定めた。	III	
ア－3 地域社会との交流を図るため、ボランティアの受入れを積極的に拡充する。	(ア) 附属病院本院では、外来、病棟においてボランティアの受入れを積極的に行い、ボランティアの業務を拡充することにより地域社会との交流を図り、患者サービスを向上させる。	「県民の友」、マスコミ等により活動内容を広報し、ボランティア希望者の増加を図った結果、新たに一般ボランティア7名の参加があり総人数は45名となった。 また、その活動に対し、NHK厚生文化事業団より、地域福祉支援として、「わかば基金」の支援金をいただいた。	IV	
	(イ) 紀北分院の各種催し、敷地内の植栽管理などにおいて活躍しているボランティアの活動を推進する。	地域のボランティアの協力を得て、中庭等の花植え及び手入れを実施していただいた。ボランティア人数12名	III	
イ－1 平成20年度末までに病院経営をより効率的に進めるための機能的な組織体制を整備する。	(ア) 附属病院の新組織体系のもとで一体的な業務運営を行い、その機能について検証する。 ・副病院長1名を紀北分院長に充て、一体的な附属病院運営を推進 ・看護部長を副病院長に充て、看護部の附属病院運営への参画を促進	4月から紀北分院長、看護部長を副病院長とし、従来の副病院長2名体制から4名体制にした。 紀北分院長が附属病院の病院長会や定例科長会に定期的に出席し、経営問題等を検討した。	IV	

		(イ) 未収金対策（督促・調査・徴収等）のための専任職員を増員し、徴収体制を強化する。 また、長期滞納者に対しては、法的手段を導入する。	未収金対策専任職員2名を配置し、徴収体制の強化を図った。また、悪質な未納者5名に対し、少額訴訟、支払督促を実施した。少額訴訟を提起した3名中、2名（約617千円）が納入済み。 未収金額〔現年：118,675千円、過年：96,131千円〕	III	
		(ウ) 病院の診療費等の支払にクレジットカードを利用可能にし、カード支払に対応する窓口を設置する。	病院の診療費等の支払にクレジットカードを利用可能にし、カード支払に対応する窓口を設置した。毎月約500件の利用実績があり、患者の利便性が向上した。	III	
		(エ) 電子データによるレセプト提出を推進する。	平成19年2月診療分から実施した結果、レセプト請求業務の省力化や効率化が図られた。	III	
イー2	平成18年度末までに適正な物品管理システムを整備し、医療材料の在庫の縮小と効率的な物品管理を行う。	附属病院の経費削減に向け、新物流システムの導入による医療材料の在庫の縮減と効率的な物品管理を行う。	新物流システムの導入により、診療材料の効率的供給と在庫の縮小が図れた。 平成17年度末棚卸資産（診療材料） 315,091千円 平成18年度末棚卸資産（診療材料） 78,978千円 差引在庫縮減効果（△75%） 236,113千円	IV	
イー3	診療科別や部門別の診療実績や収支等を勘案した職員の再配置を行い、効率的・機能的な病院組織への再編整備を実施する。	経営分析システムを活用し、各診療科ごとの収支を明確にする。 また、分析データ等を病院経営に反映させるための仕組みを構築する。	平成19年1月開催の経営委員会で診療科別の収支（上半期分）について検討し、各診療科の経営意識の向上を図った。 その分析データの活用について今後さらに検討する。	III	
イー4	部門毎の業務を点検し、アウトソーシングの推進などにより、運営コストの削減に努める。	各部門毎の業務を調査し、アウトソーシングを推進する。 また、アウトソーシングを行っている業務についての点検・見直しを行う。	給与計算事務、新物流システム、看護補助業務、滅菌業務関係等でアウトソーシングを導入し、運営コストの削減に努めた。 削減額約168,000千円（分院を含む） 〈紀北分院〉 清掃事務、医事業務等でアウトソーシングを導入した。給食業務の委託の拡大について検討した。	III	
イー5	健全な病院経営を推進するため、前年度の実績を踏まえ、病床の利用状況や患者の在院日数等を検証し、効率的な運用を図るとともに、医療技術の進歩及び医療制度改革に応じた医業収入を確保するよう努める。	(ア) 病床稼働率の向上を目指し、附属病院本院に病床管理センターを設置する。	〈本院〉 9月に病床管理センターを設置し運営を開始した。 病床稼働率 85.5%（前年度 85.3%） 平均在院日数 18.7日（前年度 20.8日）	IV	
		(イ) 健全な経営を行うため、前年度の実績を踏まえ、紀北分院における在院日数の最適化と病床稼働率の向上を図り、経営改善を行う。	〈紀北分院〉 病床稼働率の目標を前年度の10%以上(72%)に設定したが目標を達成できなかった。 病床稼働率 61.4%（前年度 65.1%）	II	

	平均在院日数 19.3 日（前年度 19.9 日）	
--	---------------------------	--

(6) 附属病院本院と同紀北分院の役割分担及び連携強化を達成するための具体的方策

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
ア	附属病院本院及び附属病院紀北分院の情報の共有化や相互の医師、看護師をはじめとする全職員の交流を活発化する。	附属病院本院及び紀北分院の役割分担や職員の交流を行う。	人事面で本院と分院の一体化を図り、人事交流の体制を整備した。	III	
イ	平成18年度中に紀北分院整備基本構想（マスターplan）を策定し、高齢者医療、リハビリテーション医療等を軸として地域特性を踏まえた機能の充実を図る。	紀北分院の医療環境整備に向け、紀北分院整備基本構想（マスターplan）を策定する。	1月に紀北分院整備基本計画を策定した。	III	

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

4 地域貢献に関する目標を達成するための措置

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
(1)－1	平成18年度中に全学的な地域医療支援組織を構築し、地域の医療機関の連携、協力体制を支援する。	地域における医療従事者の充実等全学的な地域医療支援について、事業計画等の検討を進めるため、生涯研修・地域医療支援センターを設置する。	全学的な地域医療支援に取り組むため、生涯研修・地域医療支援センターを設置した。また県の委託を受け地域医療学講座等を開講した。	III	
(1)－2	ドクターヘリの運航継続と救命救急センターの機能強化により、県内の救急医療の地域間格差の是正に寄与する。(再掲)	ドクターヘリの運航時間について、可能な時間帯での運航時間の延長（早朝1時間）を行い、救命救急センターを充実する。(再掲)	P24 ウー1 参照	IV	
(1)－3	自然災害、事故災害又は公衆衛生上重大な危害が発生した場合、基幹災害医療センターとして医療救護チームの派遣等、迅速かつ適切な対応を図ることとする。	災害対策訓練を通して災害対策マニュアルの問題点を把握し、隨時見直しを行う。(再掲)	P24 ウー2 参照	III	
(1)－4	本県へき地医療の包括的な支援について、県福祉保健部との連携を図り、へき地診療所の診療支援等を推進する。(再掲)	平成18年度 計画なし			
(1)－5	「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を目指し、がん診療の支援を行う医師の派遣に取り組み、地域医療機関との連携を図る。	がん診療連携拠点病院の指定に向けたワーキンググループを設置し、必要な体制づくりを行う。(再掲)	P24 ウー4 参照	IV	
(2)－1	医学及び保健看護学の研究成果を、地域産業の活性化、健康福祉、公衆衛生活動に展開させるため、研究成果、業績等の知的財産を公開するとともに、本学教員による各種の研修会での講演や地域活動などを行う。(再掲)	高等教育機関コンソーシアム和歌山で実施する公開講座への講師派遣を行う。(再掲)	P17 イ (ア) c 参照	III	
(2)－2	寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大する。(再掲)	寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大する。(再掲)	P17 (イ) 参照	IV	

(3)－1	地域医療関係者の資質向上を図るため、最新の研究成果等の情報及び研修の機会を提供する。	学術医療情報の提供、医療資源の有効利用促進、医療従事者の生涯研修等を実施する。	生涯研修・地域医療支援センターの施設やセンター保有のビデオ等の貸し出しを医療従事者である学外会員に行った。 学外会員の研修室及び会議室利用者 4,774名	III
(4)－1	地域住民の健康福祉の向上に資するため、民間企業等とも連携し、県民を対象とした公開講座等各種の学習機会を年間10回以上提供する。	生涯研修・地域医療支援センターにおいて、県民を対象とした公開講座等各種の学習機会を10回以上提供し、地域住民への健康・保健知識の啓発を行う。 また、保健看護学部においても、地域住民の要望に応じた健康に関する公開講座を継続して実施する。(再掲)	P17 (ア) a 参照	III
(4)－2	県内の小・中・高等学校等との連携を推進し、教育活動や健康増進のための保健活動等を行う。	本学教員による出前授業を実施する。(再掲)	P17 (ア) b 参照	III
(5)－1	県や市町村との連携の下に、保健医療施策や福祉施策の立案等に参画する。	地方公共団体の審議会、委員会等への参画を通じて、保健医療、福祉施策の立案等に携わる。	地方公共団体の委員会等への参画を促進した。 各種審議会等委員を委嘱された件数 86件	III
(5)－2	地域の保健医療機関等と連携し、地域の特色を活かした健康づくりを推進することにより、「和歌山ならではの健康文化」を創造し、全国に発信する。	健康増進・癒しの科学センターを設置し、県民の健康増進、地域産業への貢献につながる研究を推進する。	健康増進・癒しの科学センターを設置し、機能性医薬食品探索講座、観光医学講座を開講して、病態栄養治療学講座を継続した。	IV

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

5 産官学の連携に関する目標を達成するための措置

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
(1)	産業界、行政、民間団体等との連携（以下「産官学民連携」という。）を推進する体制を平成18年度に整備し、外部資金に関する情報収集、情報提供を行う部署を設ける。	産業界、行政民間団体等との連携を推進するため、産官学連携推進本部を設置する。 また、事務局に企画室を設置し、外部資金に関する情報収集、情報提供を行う。	産官学連携推進本部を設置するとともに、企画室を設置し、外部資金に関する情報収集等を行った。	III	
(2)	学外研究者や産業界等と共同研究事業及び受託研究事業を推進するため、大学側から積極的な研究課題の提案を行う。	産官学民連携において取り組む研究課題等について、ホームページや資料提供等を通じ、積極的な広報活動を行う。	産官学連携推進本部のホームページを開設し、4半期ごとの更新を行った。また、寄附講座説明会の開催（6月）や企業訪問（6月）を実施した。	IV	
(3)	産官学民連携による新技術や研究成果の発信を行う。	産官学民連携による活動状況等について、ホームページ等を通じて情報の発信を行う。	産官学連携推進本部のホームページを開設し、4半期ごとの更新を行った。	IV	
(4)	他大学との単位互換制度及び講義・実習における提携等を推進し、県内の高等教育機関との連携の強化を図る。	ア 県内の大学と単位互換及び講義・実習における提携等を行う。	1年次における和歌山大学、高野山大学との単位互換制度を継続した。 (保健看護学部) 高等教育機関コンソーシアム和歌山に参加し、4科目を開設した。	III	
		イ 高等教育機関コンソーシアム和歌山で実施する公開講座への講師派遣を行う。(再掲)	P 17 (ア) c 参照	III	

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

6 国際交流に関する目標を達成するための措置

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	
(1)	大学及び大学院の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。(再掲)	ホームページ等を活用し、大学、大学院の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。(再掲)	P 1 4 ウ (ア) 参照	III	
(2)	平成18年度中の国際交流センターの設置も視野に入れて、外国人研究者、留学生の受入れ体制、修学支援体制を整備する。(再掲)	大学として系統立てた国際交流ができるよう、国際交流センターを設置し、外国人研究者等の受入れ体制、支援体制の整備・充実を行う。(再掲)	P 1 4 ウ (イ) 参照	IV	
(3)	教育・研究・医療の向上を図るため学生、教職員の海外研修を行う。	海外の大学や研究機関等へ学生・研修医・教職員を派遣し、また留学生の受入れを行う。(再掲)	P 3 (エ) - 2 b 参照	IV	
(4)	海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定を締結する。(再掲)	海外の大学との新たな交流協定の締結を行うなど、交流を推進する。(再掲)	P 1 5 (ウ) b 参照	IV	
(5)	国際的な医療活動や医療技術支援を推進する。	附属病院において、外国からの医療技術者の研修を受け入れる。	セネガルから臨床検査技師2名を研修及び見学として受け入れるとともに、ギニア他4カ国から臨床検査技師9名を見学として受け入れた。	III	

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

中期計画	年度計画	実施状況等	評価	メモ
(1)ー1 理事がそれぞれの専門分野の立場から理事長を補佐し、理事長がリーダーシップを発揮できる組織を構築する。また、法人の経営的基盤の強化を図るため、理事長のリーダーシップの下、経営審議会及び事務組織が経営戦略に対して専門性の高い組織として機能する体制を確立する。	月1回の理事会の他、定期的に理事懇話会を開催し、重要事項の協議回数を確保する。	月1回の理事会と週1回の理事懇話会及び随時の臨時理事会3回を開催した。	IV	
(1)ー2 学部教育の充実と学部運営の活性化を図るために、大学における教育研究審議会と教授会がそれぞれの役割を果たすことによって、機動的、戦略的な運営を行うことができるよう、両組織の位置付けを明確にする。	機動的、戦略的な運営を行うため、教育研究審議会と教授会の役割を整理する。	方針等を決定する教育研究審議会と学部人事を中心に協議する教授会に役割分担した。	III	
(1)ー3 円滑な大学運営に必要な情報収集機能を高め、教員と事務職員が一体化して大学運営に積極的に取り組んでいく体制を確立する。	ア 企画戦略機構を設置し、学内外の情報処理機能を高め、戦略的な大学運営を行う。	随時企画戦略会議を開催し、法人としての広報戦略、魅力ある大学・病院のあり方等について検討した。	III	
	イ 理事会直轄組織として産官学連携推進本部及び地域・国際貢献推進本部を設置する。	産官学連携推進本部を設置し、3つのセンターと3つの研究部門及び1つの管理部門並びに5つの外部資金による研究講座を整備した。また、地域・国際貢献推進本部を設置し、2つのセンターを整備した。	IV	
(1)ー4 理事長、副理事長及び理事は、大学が現有する物的人的資源を把握し、法人の実務に有効活用できる方法を確立する。	平成18年度 計画なし			
(1)ー5 学外から広く斬新な意見を取り入れるため、理事、経営審議会及び教育研究審議会に学外の専門家を含める。	経営審議会委員の2分の1以上、教育研究審議会委員に1名以上の学外の人材を登用する。	教育研究審議会に外部委員を1名登用した。 経営審議会委員10人のうち、2分の1にあたる5名を学外の委員とした。	III	
(1)ー6 事務組織に監査担当部署を設置し、監	監事監査及び会計監査人監査、内部監査機	会計監査人、監事、内部監査担当と経営者を交えた四者協議を	III	

	事監査及び会計監査人監査の事務を所掌するとともに、内部監査機能の充実を図る。	能の充実に向けた検討を行う。	実施し、監査に関する協議や情報交換を行った。		
(2)－1	医療関係者の資質の向上を図るために施策を推進し、優れた医療人を育成し、地域の保健・医療・福祉の各機関へ適切な人材を輩出する。	学術医療情報の提供、医療資源の有効利用促進、医療従事者の生涯研修等を実施する。 (再掲)	P 3 0 (3)－1 参照	III	
(2)－2	県民の医療ニーズ、地域の医療事情に対応して、県内の医療機関の適正な医師配置を実現するため、平成18年度中に全学的な地域医療支援組織を設置する。	地域における医療従事者の充実等全学的な地域医療支援について、事業計画等の検討を進めるため、生涯研修・地域医療支援センターを設置する。(再掲)	P 2 9 (1)－1 参照	III	

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
(1)	理事会、教育研究審議会及び各教授会が有機的に連携し、教育研究全体の活性化につながるよう組織体制を再編する。	企画戦略機構を設置し、学内外の情報処理機能を高め、戦略的な大学運営を行う。(再掲)	P 3 3 (1) – 3 ア 参照	III	
(2)	学部教育、大学院教育を充実発展させるため適正な教員の配置を行う。また、学内の各種の委員会等の業務の効率化を進め、良好な教育研究環境の創出を行う。	学内の各種委員会等の業務効率化について、事務所管課で検討する。	法人化に伴い新たに委員会を設置する必要が多く、総数として委員会等減らすことができなかつたが、今後の整理統合を視野に業務の効率化を検討した。	II	

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
(1)－1	任期制度の導入を推進する。	法人に移行する教員及び新規採用教員について、任期制の導入を検討する。	平成19年4月から医学部全教員に任期制を導入することを決定した。教授…7年、准教授、講師、助教…5年 保健看護学部については、今後導入時期を検討していく。	III	
(1)－2	全職種について職員の評価制度を確立し、職員の意欲の向上、教育・研究・医療の質の向上を図る。	適正な評価に向けた検証及び改善を図るために、教員の評価制度を試行する。	平成20年度本格実施に向け、平成19年度試行の実施について決定した。	III	
(1)－3	変形労働時間制や裁量労働制、短時間勤務など、多様な勤務形態等の導入を推進する。	一ヶ月の変形労働時間制を導入する。また、裁量労働時間制についての検討を行う。	救急集中治療部において、救急業務に柔軟に対応するため、1週間単位ではなく、1ヶ月単位の労働時間設定による変形労働時間制を導入した。	III	
(1)－4	公募制を拡大する。	「医学部教員の公募に関する申し合わせ事項」を作成し、助教授から助手までの教員採用の多様化を図る。(再掲)	P18 ア (イ) a 参照	IV	
(1)－5	平成22年度までに女性教員の割合を20%以上とすることを目指し、育児代替教員制度や離職教員の復職制度、学内託児施設の拡充等、働きやすい環境の整備に努める。また、外国人教員についても、採用を促進する方策を検討する。	働きやすい環境整備の一環として、育児代替教員制度を導入する。	育児代替教員制度を導入し、2名が育児休業を取得した。 女性教員数(常勤) 19名 女性教員比率 9.0%	III	
(1)－6	臨床教授制度や客員教授制度等、学外の優れた人材の活用を促進する制度の拡充を図る。	臨床実習等の指導に協力する医療機関等の優れた医療人に対して臨床教授等の称号を付与し、医学部の臨床実習及び卒後の臨床研修の充実を図る。	臨床教授7名、臨床准教授2名を選任した。 また、客員教授5名を選任した。 臨床教授等の総数25名	IV	
(2)－1	教職員の能力開発、能力向上及び専門性等の向上に資するための計画的な研修機会の充実を図る。	教職員の能力開発、能力向上及び専門性等の向上に資するため、法人独自の研修を計画的に実施する。	新規採用看護師研修を5日間実施(5月)、採用前研修を3日間実施(3月)した。	III	
(2)－2	組織及び教職員個々の活性化のため、	他機関との人事交流を行うため、出向に關	出向規程を制定した。	III	

他機関との人事交流を積極的に行う。	する制度の整備を行う。	県の3施設へ4名出向	
-------------------	-------------	------------	--

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

中期計画	年度計画	実施状況等	評価	メモ
(1) 効果的かつ効率的な大学運営を行うため、事務処理の迅速化及び簡素化を目指した業務の見直しを行う。 また、大学運営に必要な情報収集と分析能力の強化を図るため、企画及び経営戦略の専門部署を設置する。 さらに、大学運営に関する専門性の向上を図るため、専門知識の習得や研修体制を確立するとともに、専門職員の導入を行う。	ア 効果的、効率的な大学運営を行うため、事務局体制の見直しを行う。	紀北分院の事務室について、従前は独立していたが、大学の事務局として一体化を図った。	III	
	イ 事務局に企画室を設置し、運営体制を強化する。	企画室を設置し、新規事業の企画立案を行うとともに、産官学連携、外部資金獲得増等に取り組んだ。	III	
(2) 法人業務の円滑な運営を見据え、人的資源を有効に活用するための一方策として、業務の外部委託を実施する。	業務内容を調査・点検し、給与事務、看護補助業務等のアウトソーシングを推進する。 また、アウトソーシングを行っている業務についての点検・見直しを行う。	給与計算事務、新物流システム、看護補助業務、滅菌業務関係等でアウトソーシングを導入し、運営コストの削減に努めた。 削減額約138,000千円（分院を含む） 〈紀北分院〉 清掃事務、医事業務等でアウトソーシングを導入した。給食業務の委託の拡大について検討した。	III	

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
(1)	科学研究費補助金、共同研究、受託研究、奨学寄附金等外部資金に関する情報収集、情報提供を行う部署を設けるとともに、研究を推進・支援するための具体的な方策を企画・立案し、外部資金の獲得について、毎年度10%の増加を図る。	研究活性化、外部資金導入等を積極的に推進するため、産官学連携推進本部を設置する。(再掲)	P19 エ (ア) 参照	IV	
(2)	知的財産の一元管理を行う部署を設け、有効な活用方法について検討する。	平成18年度 計画なし			
(3)	外部資金に関する情報収集、情報提供を行う部署を設け、共同研究、受託研究、奨学寄附金等外部資金の受入れ手続きの整備を図る。	事務局に企画室を設置し、外部資金に関する情報収集、情報提供を行うとともに、法人における共同研究、受託研究、奨学寄附金等外部資金の受入れ手続きを整備する。	事務局に企画室を設置し、奨学寄附金等外部資金の受入れ手続きを整備した。 また、寄附講座説明会の開催や企業訪問を実施した。	IV	
(4)	学生納付金や各種手数料について適切な額を設定するとともに、新たな自己収入確保の方策についても検討する。	学生納付金や各種手数料、施設使用料について、適切な額を検討する。	固定資産貸付使用料については、新料金体制に改定するとともに、病院文書料の一部及び病院実習料の金額についても改定を行った。	III	
(5)	健全な病院経営を推進するため、前年度の実績を踏まえ、病床の利用状況や患者の在院日数等を検証し、効果的な運用を図るとともに、医療技術の進歩及び医療制度改革に応じた医業収入を確保するよう努める。(再掲)	ア 病床稼働率の向上を目指し、附属病院本院に病床管理センターを設置する。(再掲) イ 健全な経営を行うため、前年度の実績を踏まえ、紀北分院の在院日数の最適化と病床稼働率の向上を図り、経営改善を行う。(再掲)	P27 イー5 (ア) 参照 P27 イー5 (イ) 参照	IV II	

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
(1)	経営状況や管理的経費を分析し、管理的経費の年間1%削減を目指す。また、適正な業務実績の評価に基づき、人や資金を効率的に配分し、学内の資源を有効に活用する。	電気、ガスの使用量については年間1%のエネルギー（電気、熱の使用量）の削減に努める。	エアコン等の熱源機器の稼働時間の短縮等により、エネルギー使用量は前年度比98.31%で、年間1%のエネルギー（電気、熱の使用量）を削減できた。	III	
(2)	医療材料、医薬品等の現状を分析し、購入方法の見直しを図り、経費を削減する。	附属病院の経費削減に向け、新物流システムの導入による医療材料の在庫の縮減と効率的な物品管理を行う。（再掲）	P27 イー2 参照	IV	
(3)	管理的経費抑制の観点から、事務等の組織を見直すとともに、外部委託可能な業務について検討する。 また、多様な雇用形態を採用し、人件費の抑制を推進する。	業務内容を調査・点検し、給与事務、看護補助業務等のアウトソーシングを推進する。 また、アウトソーシングを行っている業務についての点検・見直しを行う。（再掲）	P37 (2) 参照	III	
(4)	経費節減のため、教職員への意識啓発を行う。	管理経費削減に伴い、教職員が経営観念をもって経費の削減に努めるよう、より一層の意識啓発を行う。	全学における省エネルギー対策及びエコオフィスの取り組みの周知徹底を図った。エレベーターの休止や、学生・教職員の利用禁止措置などを行うとともに、看護師更衣室、図書館の書棚のセンサーライト化等の省エネ対策を行うことにより意識啓発を行った。 医療用材料検討委員会において、診療材料の削減について検討を実施、その活動を通じ経費節減のための意識啓発を行った。 紀北分院では、月例の経営委員会や診療科連絡会議で経営感覚を養い、経費節減の意識啓発を行った。	III	

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
(1)	<p>専門家の助言を得ながら、効率的な資産の一元管理と運用を行い、その具体的方策を立てる。</p> <p>また、資産運用に際しては、危機管理対策に十分配慮したものとする。</p>	<p>会計の専門家の助言を得ながら、適切な資金運用を行う。</p> <p>また、資産運用面の危機管理対策として決済用預金等を導入する。</p>	<p>法人化後、安全確保のため、決済用普通預金を取り入れた。また、年度内資金需要の把握に基づき定期預金等による資金運用を始めた。</p>	III	

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

中期計画	年度計画	実施状況等	評価	メモ
(1) 教育及び研究等の諸活動の達成度を点検し、評価するために、情報収集及び分析能力の向上を図る。	諸活動の達成度を点検及び評価するため、必要な情報収集を行い、自己点検・評価体制の検討を行う。	自己点検・評価、認証評価及び県評価委員会の評価に対応するため、学内の評価体制を見直し、大学評価委員会を設置した。 また、認証評価を受ける際に、どのような資料を収集するか検討し、目録を作成した。	III	
(2) 学部、大学院研究科、附属病院が、それぞれ独自に自己点検・評価を実施する。	学生生活アンケート調査を継続するとともに、自己点検・評価を実施する。〈保健看護学部〉	2年次生に対するアンケートを5月に、4年次生に対するアンケートを11月に実施した。アンケートの内容について検討し対応した。	III	
(3) 平成20年度中に財団法人大学基準協会の相互評価を受ける。また、附属病院本院では、平成19年度末までに財団法人日本医療機能評価機構の認定を取得する。	財団法人日本医療機能評価機構の認定取得に向け、必要な条件整備を行う。(再掲)	P 23 イー3 参照	III	
(4) 自己点検・評価の結果を公表し、第三者評価等の結果を各部門にフィードバックして継続的に各業務の改善を図ることができるシステムを構築する。	平成18年度 計画なし			
(5) 教育・研究・医療に業績のあった組織、優秀な教職員を表彰する制度を導入する。	教育・研究・医療に業績のあった優秀な教職員を表彰する制度を導入する。	職員表彰規程を制定した。	III	

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

中期計画	年度計画	実施状況等	評価	メモ
(1)ー1 広報誌、ホームページ等の点検や見直しを行うなど、県民等にわかりやすい広報のあり方を検討するとともに、学内外へ積極的に情報を提供する。	ホームページの充実を図り、積極的な情報提供を行う。	ホームページの充実を図るため、120回の更新を行った。また、新たに新聞・テレビ等で報道された内容を掲載した。	III	
(1)ー2 学部学生、大学院生及び教職員等の確保のため、処遇や進路について、広報活動の充実を図る。	学報のホームページ掲載等により、広報のペーパレス化を推進する。	大学概要についてはホームページに掲載し、ペーパレス化した。 また、看護師、研修医等の募集や学生の情報提供について、積極的にホームページを活用した。	III	
(1)ー3 教育研究活動、管理運営、財務内容等の情報を一元的に管理し、社会の求めに応じて適宜情報を提供する。	先覚的あるいは先進的な活動等について、積極的に情報提供を行う。	文部科学省で採択された「特色ある大学教育支援プログラム」及び「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」並びに法人の新たな組織等の法人情報をホームページに掲載した。	III	
(2) 個人情報の取扱いについては、和歌山県個人情報保護条例に基づき、適切な文書管理及びデータベース管理に必要な措置を講じる。	県の個人情報保護条例の実施機関として、学生、患者、教職員等の個人情報の取扱いについての規程を定め、適切な管理を行うよう周知徹底する。	6月に県条例の施行に関する規程を策定し、全学に周知を図った。	III	

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
(1)－1	施設及び設備の整備計画、医療機器や研究機器等の購入計画を策定し、教育・研究・医療環境の整備・充実を進める。	建物、設備の老朽化、劣化等を検証して、施設設備の整備計画、医療機器や研究機器の購入計画を策定し、今後の投資額を積算する。	大規模事業を調査集計するとともに、設備の整備計画は緊急性のあるもの、劣化の激しいもの、設備を更新することによる省エネ効果の大きいものを考慮して策定した。 医療機器や研究機器については、買換え・補修が必要な機器を調査した。	III	
(1)－2	附属病院紀北分院については、地元との連携を図りながら適切な医療規模、必要な診療機能等を調査検討し、中期計画期間中に医療環境整備を行う。	紀北分院の医療環境整備に向け、紀北分院整備基本構想（マスタープラン）を策定する。（再掲）	P 28 イ 参照	III	
(1)－3	施設及び設備の整備に当たっては、資金調達の方法、効率的及び効果的な整備手法を検討する。	施設設備の整備計画を策定するにあたっては、資金調達の方法、効率的・効果的な整備手法を検討する。	エネルギーセンターにある中央監視盤や自動制御設備の更新等に対して、経済産業省の外郭団体が扱っている補助金を受けられるか検討した結果、中央監視盤については適用されないことが判明した。その他、厚生労働省所管の医療施設整備補助制度の活用も検討した。	III	
(1)－4	施設及び設備の整備・充実を行う場合、耐震機能、安全性及び利便性に配慮したものとする。	平成18年度 計画なし			
(2)	既存の施設及び設備の利用・整備状況を調査点検し、共同利用や産官学民連携による利用などの有効活用を図るとともに、適正な維持管理を行う。	ア 施設設備の利用状況を把握し、検証する。 イ 施設設備の有効活用を促進するため、ホームページ、広報誌等で施設の利用拡大に向けたPRを行う。	既存の施設及び設備の利用・整備状況を調査点検し、今後新たに必要となる施設等について検討した。 ホームページ、広報誌等で図書館及び生涯研修・地域医療支援センター等施設のPRを行い、医療関係者に広く開放した。 学内外関係者のセンター研修室利用者数 11,565名 講堂利用回数 年間 31回	III III	

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

中期計画	年度計画	実施状況等	評価	メモ
(1)ー1 労働安全衛生法を踏まえた適正な安全管理体制を整備する。	ア 教職員の健康管理体制を強化するため、産業医を配置した健康管理センター（仮称）を設置する。	平成19年開設に向け、設置場所を決定し、医師の選任等業務範囲を検討した。	II	
	イ 衛生工学衛生管理者を選任し、安全管理体制を整備する。	衛生工学衛生管理者を選定しているところである。	II	
	ウ 教職員に対する健康診断及び各種人間ドックを実施する。	9月及び11月に定期健康診断を実施した。人間ドックは公立学校共済事業で実施した。教職員の健康診断受診率96.6%	III	
(1)ー2 学内施設等の安全対策の実施状況を点検し、整備に努める。	安全対策のため、学内施設の状況について調査点検し、必要箇所の補修等を行う。	定期又は臨時に建物及び設備を点検し、不良箇所を発見した場合は、速やかに修繕を実施するとともに、地震に備えるため、固定されていない保管庫等について調査し、危険な箇所を修繕した。	III	
(1)ー3 学生等に対する環境保全及び安全衛生教育等を推進する。	学生等に対する環境保全及び安全衛生教育等を推進する。	〈医学部〉 4月に全学生の定期健康診断及び各種ワクチンの接種を実施した。また、1年目の研修医、各所属の希望者を対象として9月に防災(消防)教育（71名参加）を行った。 〈保健看護学部〉 1年次生及び教職員を対象とした避難訓練、消火訓練を実施した。また、入学時オリエンテーションにおいて、喫煙に関する講義や感染症等に関する講義や健康診断（メンタル面を含む）や抗体検査等も実施した。	III	
(2) 自然災害や事故等が発生した場合の対応マニュアルについては、訓練を通じて検証を行い絶えず見直していくとともに、職員一人ひとりの危機管理意識を向上させ、不測の事態に迅速かつ適切な対応ができるよう研修・訓練を重ねていく。	ア 防災避難訓練を実施する。	〈医学部〉 10月に5年生を中心に防災避難訓練を実施した。また、12月に防災避難訓練（60名参加）を実施した。 〈保健看護学部〉 10月に1年生及び教職員を対象とした避難訓練、消火訓練（122名参加）を実施した。	III	
	イ 災害対策訓練を通して災害対策マニュアル	P 24 ウー2 参照	III	

ルの問題点を把握し、隨時見直しを行う。
(再掲)

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置
 3 基本人権の尊重に関する目標を達成するための措置

中期計画		年度計画	実施状況等	評価	メモ
(1)	人権及び生命倫理に関する知識の修得を図り、人権意識を高めるために人権・同和対策推進協議会を中心に定期的な講習会の開催をおこなう。	全学の人権同和研修及び研修委員研修を更に充実させるとともに全職員の完全参加を促す。	人権同和対策委員会で検討のうえ決定されたテーマで全学人権同和研修及び研修員研修を実施した。(参加者数80名) 全学人権同和研修について全職員の91.4% (参加者数1,400名)、研修員研修は研修員の90.2%が受講した。	III	
(2)	教職員の服務規律を定め、行動規範の周知を図る。	教職員の守秘義務、職務専念義務等の服務について就業規則に定め、教職員への周知を図る。	法人化に伴い就業規則を策定、ホームページに掲載し、全学に周知を図った。	III	
(3)	来院者、入院患者の人権相談等に対応できる窓口を設置する。	ア 附属病院本院では、医事受付窓口にて、患者から各種の相談に対応する。	相談員を設置して、患者からの医療相談、福祉相談及び苦情処理等あらゆる相談に対応した。	III	
		イ 毎月第2・4木曜日を医事心配相談日とともに、随時相談を受け付ける。 また、病院ホールに意見箱を設置し、意見を聴取して病院改善に活かす。	紀北分院では、患者や家族からの相談には、随時対応した。また、意見箱の設置場所についても分かりやすい場所に置き、記入し易い様式に改める等考慮した。	III	
(4)	全学に職場研修委員を配置し、人権啓発の推進に取り組む。	全学に職場研修委員を配置し、人権啓発の推進に取り組む。	職場研修委員を選定し、職員研修委員に対する研修を実施した。	III	
(5)	学生、教職員を対象にセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に対応する相談員を配置する。	セクシュアル・ハラスメント防止規程を策定・施行する。また、人権侵害に対応する相談員の配置を行う。	職員等相談処理規程を制定、その中でセクシャル・ハラスメント防止に関する条項を策定するとともに、パワーハラスメントを含めた相談に対応する相談員を配置した。	III	
(6)	研究や医療行為については、国際基準や国の倫理指針に準拠して実施されるよう、教職員の啓発を行うとともに、倫理に関する審査体制を点検し、継続的に充実を図る。	倫理委員会の事前審査を充実させるとともに申請前の教室等でのチェック機能を充実させる。	案件ごとに指名された事前審査担当者による事前審査を充実させるとともに、申請前の教室等でのチェック機能を充実させた。	III	

第7 予算(人件費見積を含む。)、収支計画及び資金計画

中期計画		年度計画		実績	
予 算 平成18年度～平成23年度予算 (単位：百万円)		予 算 平成18年度予算 (単位：百万円)		実 績 平成18年度決算 (単位：百万円)	
区 分	金額	区 分	金額	区 分	金額
収 入		収 入		収 入	
運営費交付金	23,630	運営費交付金	4,039	運営費交付金	4,039
自己収入	118,573	自己収入	18,862	自己収入	20,252
授業料及び入学金、検定料収入	3,636	授業料及び入学金、検定料収入	547	授業料及び入学金、検定料収入	543
附属病院収入	111,103	附属病院収入	18,082	附属病院収入	19,433
雑収入	3,834	雑収入	233	雑収入	276
産学連携等収入及び寄附金収入	3,317	補助金等収入	378	補助金等収入	387
長期借入金収入	4,422	産学連携等収入及び寄附金収入	410	産学連携等収入及び寄附金収入	1,168
計	149,944	長期借入金収入	737	長期借入金収入	673
支 出		計	24,426	計	26,519
業務費	140,265	支 出		支 出	
教育研究経費	21,736	業務費	23,428	業務費	23,611
診療経費	107,071	教育研究経費	769	教育研究経費	724
一般管理費	11,457	診療経費	9,343	診療経費	10,447
財務費用	96	一般管理費	178	一般管理費	298
施設整備費等	4,422	人件費	13,137	人件費	12,142
産学連携等研究経費及び 寄附金事業費等	3,317	財務費用	—	財務費用	2
長期借入金償還金	1,842	施設整備費等	737	施設整備費等	646
計	149,944	産学連携等研究経費及び 寄附金事業費等	261	産学連携等研究経費及び 寄附金事業費等	381
		長期借入金償還金	—	長期借入金償還金	—
		計	24,426	計	24,640

平成18年度～平成23年度収支計画
(単位：百万円)

費用の部	
経常費用	148,261
業務費	142,992
教育研究経費	5,932
診療経費	56,777
受託研究費等	737
役員人件費	446
教員人件費	24,861
職員人件費	52,637
一般管理経費	1,598
財務費用	96
雑損	178
減価償却費	4,994
臨時損失	—
収益の部	149,926
経常収益	149,926
運営費交付金収益	23,006
授業料収益	3,015
入学金収益	492
検定料収益	128
附属病院収益	111,103
受託研究等収益	737
寄附金収益	2,387
雑益	3,834
資産見返運営費交付金等戻入	538
資産見返物品受贈額戻入	1,968
物品受贈益	178
債権受贈益	2,534
臨時利益	—
純利益	1,665
総利益	1,665

平成18年度収支計画
(単位：百万円)

費用の部	25,323
経常費用	25,323
業務費	23,959
教育研究経費	898
診療経費	9,496
受託研究費等	81
役員人件費	63
教員人件費	4,228
職員人件費	8,845
一般管理経費	346
財務費用	—
雑損	469
減価償却費	893
臨時損失	—
収益の部	28,280
経常収益	28,280
運営費交付金収益	4,024
授業料収益	452
入学金収益	79
検定料収益	15
附属病院収益	18,081
受託研究等収益	90
寄附金収益	320
補助金等収益	377
雑役	233
資産見返運営費交付金等戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	1,333
物品受贈益	469
債権受贈益	2,799
臨時利益	—
純利益	2,957
総利益	2,957

平成18年度収支決算
(単位：百万円)

費用の部	25,892
経常費用	25,225
業務費	24,615
教育研究経費	877
診療経費	10,907
教育研究支援経費	79
受託研究費等	30
受託事業費等	129
役員人件費	73
教員人件費	4,453
職員人件費	8,067
一般管理経費	609
財務費用	1
雑損	—
減価償却費	(953)
臨時損失	667
収益の部	29,884
経常収益	25,937
運営費交付金収益	3,921
授業料収益	408
入学金収益	74
検定料収益	10
附属病院収益	19,576
受託研究等収益	39
受託事業等収益	141
寄附金収益	361
補助金等収益	387
雑役	133
資産見返運営費交付金等戻入	2
資産見返寄付金等戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	882
臨時利益	3,947
物品受贈益	470
債権受贈益	2,828
資産見返物品受贈額戻入	591
その他臨時利益	58
純利益	3,992
総利益	3,992

* 減価償却については、業務費及び一般管理経費に含まれている。

資金計画

平成18年度～平成23年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	151,120
業務活動による支出	143,942
投資活動による支出	5,238
財務活動による支出	1,939
翌年度（次期中期目標期間）への 繰越金	0
資金収入	151,120
業務活動による収入	146,697
運営費交付金による収入	23,630
授業料及び入学金検定料による 収入	3,636
附属病院収入	111,103
受託収入	737
寄附金収入	2,579
その他の収入	5,009
投資活動による収入	—
財務活動による収入	4,422
施設費貸付金による収入	4,422
前年度（前中期目標期間）よりの 繰越金	—

資金計画

平成18年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	24,588
業務活動による支出	23,836
投資活動による支出	752
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	—
資金収入	24,588
業務活動による収入	23,851
運営費交付金による収入	4,039
授業料及び入学金検定料による 収入	546
附属病院収入	18,081
受託収入	90
寄附金収入	320
その他の収入	773
投資活動による収入	—
財務活動による収入	737
施設費貸付金による収入	737
前年度よりの繰越金	—

資金計画

平成18年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	25,872
業務活動による支出	20,652
投資活動による支出	2,409
財務活動による支出	28
翌年度への繰越金	2,783
資金収入	25,872
業務活動による収入	25,199
運営費交付金による収入	4,039
授業料及び入学金検定料による 収入	528
附属病院収入	19,117
受託収入	101
受託事業	176
補助金等収入	121
寄附金収入	892
その他の収入	225
投資活動による収入	—
財務活動による収入	673
施設費貸付金による収入	673
前年度よりの繰越金	—

第8 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
10 億円	10 億円	短期借入金なし

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	なし

第10 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	平成18年度は法人化初年度のため、前年度による剰余金の実績なし。

第11 その他 1 施設及び設備に関する計画

中期計画	年度計画			実績		
各事業年度の予算編成過程等において 決定する。	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源	施設・設備の内容	実績額（百万円）	財 源
	医療機器等整備	総額 737	長期借入金 737		医療機器等整備	総額 696 長期借入金 673

第11 その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>人事に関する計画を策定し、適正な人事管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期制度の導入を推進する。 ・職員の評価制度を確立する。 ・多様な勤務形態の導入を推進する。 ・公募制を拡大する。 ・女性教員や外国人教員の採用を促進する。 ・学外教員制度の拡充を図る。 <p>(参考) 中期計画期間中の人件費見込み 73,335百万円（退職手当は除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任期制度の導入を検討する。 ・職員の評価制度を試行する。 ・一ヶ月の変形労働時間制を導入する。 ・裁量労働時間制についての検討を行う。 ・「医学部教員の公募に関する申し合わせ事項」を作成し、助教授から助手までの教員採用の多様化を図る。 ・育児代替教員制度を導入する。 <p>(参考) 平成18年度の人件費見込み 12,369百万円（退職手当は除く）</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>P 3 6 参照</p>

参考	平成18年度
<p>(1) 常勤職員数 (2) 任期付き職員数 (3) ① 人件費総額 ② 経常収益に対する人件費の割合 ③ 外部資金により手当した人件費を除いた人件費 ④ 外部資金を除いた経常収益に対する上記③の割合 ⑤ 標準的な常勤職員の週当たりの勤務時間として規定されている時間数</p>	<p>1,298人 7人 12,142百万円 46.8% 11,458百万円 45.1% 40時間</p>

第11 その他 3 積立金の処分に関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	なし

○別表 (教育研究上の基本組織)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員（人） (a)	収容数（人） (b)	定員充足率(%) (b)/(a) × 100	
医学部				
学士	360	369	102.5	〔理由〕 医学部卒業生が研究よりも医療機関等での勤務を望む志向が高いため。
博士	146	104	71.2	〔理由〕 平成17年度開設時の入学志願者が多かったため。
修士	28	36	128.6	
保健看護学部				
学士	336	270	80.4	〔理由〕 保健看護学部を開設して3年目であり、4年次生は編入生のみであるため。